官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働三八一）　二
○健康保険法施行令第二十九条に規定する厚生労働大臣が定める支出、収入及び財産（同三八二）
○木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（農林水産一六四四）
○木質ペレット燃料についての検査方法の一部を改正する件（同一六四五）
○木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同一六四六）
○採光のための窓その他の開口部を設けることを要しない衛生上支障がない建築物を定める件（国土交通一三一六）
○平成二十二年国土交通省告示第二百六十八号の一部を改正する件（同一三一七）
○自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令別表第一備考の告示で定める金額を定める件（同一三一八）　三
○令和三年国土交通省告示第三百二十六号の一部を改正する件（同一三一九）
○令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する件（同一三二〇）
〔その他告示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務三）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八四）
○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の規定に基づき製造数量の許可申請受付期間を定める件（経済産業一四二）
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（同一四三）
○宅地建物取引業法施行規則第十三条の二十四に基づく登録実務講習の廃止の件（国土交通一三二一）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同一三二二）
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（同一三二三）
○船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定が失効した件（同一三二四）
○仙台海浜鳥獣保護区を変更し、存続期間を更新した件（環境四九）
○蒲生特別保護地区を指定した件（同五〇）　六
○井土浦特別保護地区を指定した件（同五一）
○広浦特別保護地区を指定した件（同五二）
○屋我地鳥獣保護区を変更し、存続期間を更新した件（同五三）
○屋我地特別保護地区を指定した件（同五四）　七
○汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（同五五）　八
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛二六五）　九
〔国会事項〕
内閣　法務省　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示六・七、兵庫同七、島根同二、福岡同二）　九
除籍が滅失した件
（法務省告示配一六九）
除籍の一部が滅失した件（同一七〇）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他
会社決算公告　三七

法規的告示

○厚生労働省告示第三百八十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十一月一日から適用する。

令和八年十月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十六　（略） 二十七　標準治療終了前におけるがんゲノムプロファイリング検査 イ　（略） ロ　施設基準 (1)　（略） (2)　保険医療機関に係る基準 ①～⑤　（略） ⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。 ⑦～⑭　（略） 二十八・二十九　（略） 第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～十一　（略）	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十六　（略） 二十七　標準治療終了前におけるがんゲノムプロファイリング検査 イ　（略） ロ　施設基準 (1)　（略） (2)　保険医療機関に係る基準 ①～⑤　（略） ⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。 ⑦～⑭　（略） 二十八・二十九　（略） 第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～十一　（略）

改正後	改正前
十二　削除	十二　ボツリヌス毒素の膀胱内局所注入療法　神経因性排尿筋過活動による膀胱機能障害（五歳以上十八歳未満の患者に係るものに限る。）
十三～四十五　（略）	十三～四十五　（略）

○厚生労働省告示第三百八十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十九条の規定に基づき、健康保険法施行令第二十九条に規定する厚生労働大臣が定める支出、収入及び財産を次のように定め、公布の日から適用する。

令和八年十月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康保険法施行令第二十九条に規定する厚生労働大臣が定める支出、収入及び財産

健康保険法施行令（以下「令」という。）第二十九条に規定する厚生労働大臣が定める支出、収入及び財産については、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一　支出　経常的な支出（一般勘定（健康保険組合の勘定のうち、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）に係る勘定を除いたものをいう。次号において同じ。）の支出から、調整保険料還付金（健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）附則第二条第三項の規定による調整保険料（次号において「調整保険料」という。）に係る還付金をいう。）、営繕費、財政調整事業拠出金（法附則第二条第二項の規定による拠出金をいう。）、積立金（健康保険組合が法第百六十条の三の規定による準備金（以下「準備金」という。）以外に積み立てたものをいう。以下同じ。）のうち、準備金として保有する不動産に係る売却益を積み立てたもの、財政運営安定資金、補助金等返還金（国庫補助金及び法附則第二条第一項の規定による交付金（次号において「財政調整事業交付金」という。）の過年度分に係る返還金をいう。）並びに介護納付金に係る勘定及び子ども・子育て支援納付金に係る勘定への繰入金に係る支出を除いたものをいう。）

二　収入　経常的な収入（一般勘定の収入から、調整保険料、繰越金（一の年度の前年度の決算における余剰金のうち、一の年度の決算に収入として繰り越すものをいう。次号において同じ。）（一般勘定に係るものに限る。）、準備金、積立金及びその他資金からの繰入金のうち、健康保険組合において雇用する役職員の退職金及び保証金の返還に係る積立金からの繰入金を除いたもの、令第二十二条の規定による組合債、寄付金、国庫補助金（法第百五十条の規定による特定健康診査等に係るものを除く。）、財政調整事業交付金、不用の財産及び不用の物品（耐用年数が一年以上かつ取得価格が十万円以上の償却資産に限る。）の売却益、国庫補助金及び財政調整事業交付金の過年度分に係る追加収入並びに過年度拠出金が確定したことによる戻し金並びに介護納付金に係る勘定及び子ども・子育て支援納付金に係る勘定からの受入金に係る収入を除いたものをいう。）

三　財産　積立金のうち健康保険組合において雇用する役職員の退職金及び保証金の返還に係る積立金を除いたもの並びに繰越金

○農林水産省告示第千六百四十四号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準（令和五年農林水産省告示第七百四十五号）の一部を次のように改正し、令和九年一月二十八日から施行する。

令和八年十月三十日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千六百四十五号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、木質ペレット燃料についての検査方法（令和五年農林水産省告示第七百四十四号）の一部を次のように改正し、令和九年一月二十八日から施行する。

令和八年十月三十日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千六百四十六号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法（令和五年農林水産省告示第七百四十三号）の一部を次のように改正し、令和九年一月二十八日から施行する。

令和八年十月三十日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○国土交通省告示第千三百十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第二項の規定に基づき、採光のための窓その他の開口部を設けることを要しない衛生上支障がない建築物を次のように定める。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

採光のための窓その他の開口部を設けることを要しない衛生上支障がない建築物を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第二項第四号の衛生上支障がない建築物は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター（老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第一条の三の二に規定する第一号通所事業の用にのみ供するものに限る。）とする。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第千三百十七号

地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十五号）の施行に伴い、平成二十二年国土交通省告示第二百六十八号の一部を次のように改正し、同令の施行の日（令和八年十一月一日）から適用する。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　地方税法施行規則附則第六条第十一項に規定する地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、本邦内の各地間の路線のうち、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、新千歳空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港の相互間の路線を除いたものとする。 2　地方税法施行規則附則第六条第十二項に規定する特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、前項に定める路線のうち、東京国際空港又は大阪国際空港を出発空港又は到着空港とする路線を除いたものとする。	1　地方税法施行規則附則第六条第二十項に規定する地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、本邦内の各地間の路線のうち、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、新千歳空港、大阪国際空港、福岡空港及び那覇空港の相互間の路線を除いたものとする。 2　地方税法施行規則附則第六条第二十一項に規定する特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線は、前項に定める路線のうち、東京国際空港又は大阪国際空港を出発空港又は到着空港とする路線を除いたものとする。

○国土交通省告示第千三百十八号

自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）別表第一備考の告示で定める金額を次のとおり定め、令和八年十一月一日以後に納付すべき事由が生ずる自動車事故対策事業賦課金について適用し、令和五年国土交通省告示第二百四十号は、令和八年十月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に納付すべき事由が生じた自動車事故対策事業賦課金については、なお従前の例による。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

千八百十二円

○国土交通省告示第千三百十九号

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十五号）の施行に伴い、令和三年国土交通省告示第三百二十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

本則中「附則第六条第七十一項」を「附則第六条第六十項」に改める。

別記様式中「附則第11条第35項」を「附則第11条第33項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省告示第千三百二十号

地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十五号）の施行に伴い、令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

本則中「附則第六条第七十八項」を「附則第六条第六十九項」に改める。

別記様式中「附則第６条第78項」を「附則第６条第69項」に改める。

附　則

この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

その他告示

○金融庁財務省告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

金融庁長官　伊藤　豊
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］		［同上］	
エスエムビーシー ニッコウ バンク ルクセンブルグ エスエー	ルクセンブルグ大公国	エスエムビーシー ニッコウ バンク ルクセンブルグ エスエー	ルクセンブルグ大公国
ルクセンブルグ センブルグ エルフォン ビンゲン 二	ルクセンブルグ市 ヒルデガルト	ルクセンブルグ センブルグ エルフォン ビンゲン 二	ルクセンブルグ市 ヒルデガルト
ミズホ トラスト アンド バンキング（ルクセンブルグ）エスエー	ルクセンブルグ大公国	ミズホ トラスト アンド バンキング（ルクセンブルグ）エスエー	ルクセンブルグ大公国
［同上］		［同上］	
ドイチェ ヴェルト パピアサービス バンク アーゲー	ドイツ連邦共和国 フランクフルトアムマイン市 エシュボルン ケルナーストラッセ 五	ドイチェ ヴェルト パピアサービス バンク アーゲー	ドイツ連邦共和国 フランクフルトアムマイン市 ヴィルドゥン ガーストラッセ 十四
［略］		［同上］	
バンク オブ チャイナ リミテッド デレン プライベート バンク エヌ．ヴィ．	中華人民共和国 北京市 シーチェン区 フーシンメンナイストリート 一番 ベルギー王国 アントワープ市 ヤン・ファン・レイスウィックラン 百八十四番地	バンク オブ チャイナ リミテッド	中華人民共和国 北京市 シーチェン区 フーシンメンナイストリート 一番
［略］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第八十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年十月三十日

法務大臣　山下　貴司
菊池　和史
東京法務局所属

○経済産業省告示第百四十二号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。）第四条第二項の規定に基づき、令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（以下「令和九規制年度」という。）における特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表第二の中欄に掲げる特定物質代替物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣が告示する期間を次のように定める。

令和八年十月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

法第四条第二項の経済産業大臣が告示する期間は、令和八年十一月十三日から同年十一月二十日とする。ただし、令和九規制年度の状況等により、随時製造数量の許可を行うことが必要な場合にあっては、この限りでない。

○経済産業省告示第百四十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年十月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
株式会社大淀高圧	兵庫県尼崎市次屋三丁目六番二十七号	株式会社大淀高圧 兵庫県尼崎市次屋三丁目六番二十七号	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第八十七条第一項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までの規定により規定する保安検査を行う特定施設の保安検査の指定	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	令和八年六月二十五日
			一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第百五十三号）第七条第四項第二号及び第九項の規定により保安検査と同じ検査を行うものとして定める者		

			をあ素びる高造へ除るス特製タ定造ガ備だし、へ製タ定造ガ備だし、へ造ン圧施スがし、施ド縮設に特設で水及係殊製		

○国土交通省告示第千三百二十一号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十四の規定により登録実務講習事務を廃止する届出があったので、同規則第十三条の二十二第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　事務を廃止する登録実務講習機関の名称　宅建ダイナマイト合格スクール株式会社

二　事務を廃止する者の登録番号　（三）第二十三号

三　事務を廃止する者の住所　東京都新宿区四谷三栄町2―14　四ツ谷ビジネスガーデン

四　廃止する事務の範囲　登録実務講習事務の全部

五　事務を廃止する年月日　令和八年十月三十一日

○国土交通省告示第千三百二十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年十月十四日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5900号	第一種マスト灯	ＮＳ―ＡＭ１（ＡＣ）	日本船燈株式会社	埼玉県春日部市下柳923番地
第5901号	〃	ＮＳ―ＡＭ１（ＤＣ）	〃	〃
第5902号	第一種マスト灯（二重式）	ＮＳ―ＡＭ２（ＡＣ）	〃	〃
第5903号	〃	ＮＳ―ＡＭ２（ＤＣ）	〃	〃
第5904号	第一種舷灯（紅）	ＮＳ―ＡＰ１（ＡＣ）	〃	〃
第5905号	〃	ＮＳ―ＡＰ１（ＤＣ）	〃	〃
第5906号	第一種舷灯（紅）（二重式）	ＮＳ―ＡＰ２（ＡＣ）	〃	〃
第5907号	〃	ＮＳ―ＡＰ２（ＤＣ）	〃	〃
第5908号	第一種舷灯（緑）	ＮＳ―ＡＳ１（ＡＣ）	〃	〃
第5909号	〃	ＮＳ―ＡＳ１（ＤＣ）	〃	〃
第5910号	第一種舷灯（緑）（二重式）	ＮＳ―ＡＳ２（ＡＣ）	〃	〃
第5911号	〃	ＮＳ―ＡＳ２（ＤＣ）	〃	〃
第5912号	第一種船尾灯	ＮＳ―ＡＴ１（ＡＣ）	〃	〃
第5913号	〃	ＮＳ―ＡＴ１（ＤＣ）	〃	〃
第5914号	第一種船尾灯（二重式）	ＮＳ―ＡＴ２（ＡＣ）	〃	〃
第5915号	〃	ＮＳ―ＡＴ２（ＤＣ）	〃	〃
第5916号	第一種引き船灯	ＮＳ―ＡＹ１（ＡＣ）	〃	〃
第5917号	〃	ＮＳ―ＡＹ１（ＤＣ）	〃	〃
第5918号	第一種白灯	ＮＳ―ＡＷ１（ＡＣ）	〃	〃
第5919号	〃	ＮＳ―ＡＷ１（ＤＣ）	〃	〃
第5920号	第一種紅灯	ＮＳ―ＡＲ１（ＡＣ）	〃	〃
第5921号	〃	ＮＳ―ＡＲ１（ＤＣ）	〃	〃
第5922号	第一種緑灯	ＮＳ―ＡＧ１（ＡＣ）	〃	〃
第5923号	〃	ＮＳ―ＡＧ１（ＤＣ）	〃	〃
第5924号	第一種紅色閃光灯	ＮＳ―ＡＦＲ（ＡＣ）	〃	〃
第5925号	〃	ＮＳ―ＡＦＲ（ＤＣ）	〃	〃
第5926号	第二種紅色閃光灯	ＮＳ―ＢＦＲ（ＡＣ）	〃	〃
第5927号	〃	ＮＳ―ＢＦＲ（ＤＣ）	〃	〃
第5928号	第一種緑色閃光灯	ＮＳ―ＡＦＧ（ＡＣ）	〃	〃
第5929号	〃	ＮＳ―ＡＦＧ（ＤＣ）	〃	〃
第5930号	第二種緑色閃光灯	ＮＳ―ＢＦＧ（ＡＣ）	〃	〃
第5931号	〃	ＮＳ―ＢＦＧ（ＤＣ）	〃	〃
第5932号	操船信号灯	ＮＳ―ＭＬ１（ＡＣ）	〃	〃
第5933号	〃	ＮＳ―ＭＬ１（ＤＣ）	〃	〃

○国土交通省告示第千三百二十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三菱重工エンジン＆ターボチャージャ株式会社	神奈川県相模原市中央区田名3000番地	内燃機関（シリンダの径が450ミリメートル未満のものに限る。）	令和８年10月13日から令和13年10月12日まで
〃	〃	排気タービン過給機	〃

○国土交通省告示第千三百二十四号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、令和八年十月一日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	失効の理由
株式会社小松製作所小山工場	栃木県小山市横倉新田400番地	内燃機関（シリンダの径が180ミリメートル未満のものに限る。）	製造事業場の認定を辞退したため

○環境省告示第四十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年十月三十日

環境大臣　笹川　博義

一　鳥獣保護区の名称

仙台海浜鳥獣保護区

二　区域

宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和九年四月一日から令和二十八年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類の集団渡来地となっているほか、多くの水鳥類の生息地及び生育地になっている。また、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、蒲生干潟では、環境省第五次レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に選定されているコクガン（国指定天然記念物）が越冬し、周辺の海岸地域では、猛禽類のミサゴ、準絶滅危惧のオオタカ、絶滅危惧ⅠＢ類のチュウヒ、準絶滅危惧のハヤブサ等が確認されている。

このように、当該区域は、多様な水辺環境を反映して、多種多数の渡り鳥の中継地及び越冬地として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、法第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する鳥類の保護を図るものである。

(三)　鳥獣保護区の管理方針

ア　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類及びガンカモ類をはじめとする多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

イ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ウ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元ＮＧＯ、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第五十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、仙台海浜鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年十月三十日

環境大臣　笹川　博義

一　特別保護地区の名称

蒲生特別保護地区

二　区域

宮城県仙台市の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和九年四月一日から令和二十八年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二)　特別保護地区の指定目的

仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類の集団渡来地となっているほか、多くの水鳥類の生息地及び生育地になっている。また、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、仙台市の北部を流れる七北田川河口からその左岸側約一キロメートルにわたる蒲生干潟は、かつて一キロメートルほど北にあった七北田川の河口が、千九百六十年代に仙台港の建設等に伴い閉め切られたことにより形成された干潟であり、現在は、砂浜、干潟、潟湖、河口、塩性湿地、ヨシ原といった多様な自然要素が比較的狭い地域の中に集中している。

このため、当該区域は、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っていることから、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、渡り鳥の飛来数が多い区域である。特に環境省第五次レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に選定されており国指定天然記念物でもあるコクガンの越冬地としては南限の一つとして重要な区域である。

また、猛禽類のミサゴ、準絶滅危惧のオオタカ、絶滅危惧ⅠＢ類のチュウヒ、準絶滅危惧のハヤブサ等が確認されている。

このように、当該区域は、仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であることから、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

(三)　特別保護地区の管理方針

ア　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類及びガンカモ類をはじめとする多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

イ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ウ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元ＮＧＯ、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第五十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、仙台海浜鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年十月三十日

環境大臣　笹川　博義

一　特別保護地区の名称

井土浦特別保護地区

二　区域

宮城県仙台市の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和九年四月一日から令和二十八年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二)　特別保護地区の指定目的

仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類の集団渡来地となっているほか、多くの水鳥類の生息地となっている。また、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

当該地域は、名取川河口の右岸からその北側約四キロメートルにわたって砂浜、干潟、潟湖、河口、塩性湿地が広がっており、多様な自然の状態が良く保たれている。このため、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息の条件が整っていることから、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に渡り鳥の飛来数が多い区域であり、マガモ等のガンカモ類、ミユビシギ、準絶滅危惧のホシハジロ、絶滅危惧Ⅱ類のハマシギ等のシギ・チドリ類が飛来している。

このように、当該区域は仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であることから、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

(三)　特別保護地区の管理方針

ア　集団渡来地の保護区として、ガンカモ類及びシギ・チドリ類をはじめとする多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

イ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ウ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元ＮＧＯ、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第五十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、仙台海浜鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年十月三十日

環境大臣　笹川　博義

一　特別保護地区の名称

広浦特別保護地区

二　区域

宮城県名取市の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和九年四月一日から令和二十八年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二)　特別保護地区の指定目的

仙台海浜鳥獣保護区は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類の集団渡来地となっているほか、多くの水鳥類の生息地及び生育地になっている。また、塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、名取市の北部を流れる増田川河口と川内沢川放水路、八間堀、南貞山運河が流入する広浦地区には、干潟、潟湖、河口、塩性湿地、ヨシ原等、多様な自然要素が比較的狭い地域の中に集中しており、当該区域は、渡り鳥にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っていることから、環境省第五次レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に選定されているハマシギ及びキンクロハジロが飛来するなど、仙台海浜鳥獣保護区の中でも、特に渡り鳥の飛来数が多い区域である。

このように、当該区域は、仙台海浜鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であることから、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類の保護を図るものである。

(三)　特別保護地区の管理方針

ア　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類及びガンカモ類をはじめとする多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。

イ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ウ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元ＮＧＯ、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第五十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和八年十月三十日

環境大臣　笹川　博義

一　鳥獣保護区の名称

屋我地鳥獣保護区

二　区域

沖縄県名護市及び国頭郡今帰仁村の一部（区域図省略）

三　存続期間
　令和八年十一月一日から令和二十八年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
(一)　鳥獣保護区の指定区分
　集団渡来地の保護区
(二)　鳥獣保護区の指定目的
　当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間に位置し、屋我地島及び我部祖河川下流域の陸域並びに羽地内海及び屋我地島周辺の海域から成る。海域は、全体の約三分の二を占めているが、陸域周辺の浅海域は干潟が発達しており、沿岸域にはマングローブ林が、陸域には畑、森林及び草地が見られるなど、多様な自然環境が存在している。
　このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、屋我地島周辺海域に見られる岩礁には、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等が渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについては、千羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大規模かつ重要な集団営巣地である。このほか、浅海域には海草類が分布し、ジュゴンの食痕も確認されており、ジュゴンの採餌場所として利用されている。また、陸域はサシバ等の休息地及び越冬地となっている等、当該区域は多様な鳥獣により利用されている。
　このように、当該区域は、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の渡り鳥の渡来地等として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、法第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
(三)　鳥獣保護区の管理方針
ア　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
イ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
ウ　無秩序な海面利用型レクリエーションによる鳥獣の繁殖や生息への影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第五十四号

　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、屋我地鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。
　指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。
　令和八年十月三十日
　　環境大臣　笹川　博義

一　特別保護地区の名称
　屋我地特別保護地区
二　区域
　沖縄県名護市及び国頭郡今帰仁村の一部（区域図省略）
三　存続期間
　令和八年十一月一日から令和二十八年十月三十一日まで
四　特別保護地区の保護に関する指針
(一)　特別保護地区の指定区分
　集団渡来地の保護区
(二)　特別保護地区の指定目的
　当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間に位置する羽地内海の区域である。干潟が発達する浅海域で、環境省が作成した第四次レッドリストに記載されている七十三種を含む六十四科百八十五種の貝類が確認されている等、多様かつ豊富な底生生物が生息している。
　このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類をはじめとした多くの鳥類が渡来して、干潟を採餌場所及び休息地として利用している。また、屋我地島周辺海域に見られる岩礁には、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等が渡来し、繁殖地及び休息地として利用している。特にベニアジサシについては、千羽規模で営巣したことがあるなど、南西諸島の中でも特に大規模かつ重要な集団営巣地である。
　このように、屋我地鳥獣保護区の中でも、羽地内海は、多くの渡り鳥が渡来し、繁殖地、休息地及び採餌場所として利用されていることから、特に重要な区域として、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。
(三)　特別保護地区の管理方針
ア　集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
イ　国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
ウ　無秩序な海面利用型レクリエーションによる鳥獣の繁殖や生息への影響を防止するため、また、当該区域の重要性について理解を広めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第五十五号

　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　令和八年十月三十日
　　環境大臣　笹川　博義

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日
　令和八年十月三十日
二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域
　福島県の区域のうち、川俣町（除染特別地域に係る区域を除く。）の区域

○防衛省告示第二百六十五号

　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。
　令和八年十月三十日
　　防衛大臣　小泉進次郎

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）（令和八年防衛省告示第百五十五号）	令和八年七月一日から同年十一月五日まで	令和八年十一月六日から令和九年二月五日まで

国会事項

参議院

質問主意書提出

十月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国のがん検診における組織型検診への転換及びデータ一元管理に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第一五号）

妊娠初期の女性の保護と母性健康管理指導事項連絡カードの早期周知等に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第一六号）

妊娠初期の流産で産後休業を取得することができない問題等の改善に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第一七号）

人事異動

内閣

宇山　智哉　木村泰次郎　北川　洋
藤原　章夫　吉田　博史　三井　靖広
赤堀　毅　渡邉　洋一　前田　未央
實生　泰介

特命全権大使に任命する（各通）
梅津　茂

特命全権公使に任命する
山元　裕史

最高裁判所判事に任命する（以上十月二十七日）

○防衛大臣臨時代理
国務大臣　**葉梨　康弘**

防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月二十八日）

法務省

最高裁判所判事
安浪　亮介

検察官適格審査会委員に任命する
平木　正洋

同
検察官適格審査会予備委員に任命する（以上十月二十五日）

○定年退官
札幌区検察庁副検事山崎秀行は、検察庁法第二十二条第一項の規定により十月二十七日限り定年退官

皇室事項

認証官任命式

十月二十七日午後七時四十分、宮中において、特命全権大使宇山智哉、同木村泰次郎、同北川洋、同藤原章夫、同吉田博史、同三井靖広、同赤堀毅、同渡邉洋一、同前田未央、同實生泰介及び最高裁判所判事山元裕史の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、トルコの共和国記念日につき、十月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から九月十八日マルタ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月十三日御答信があった。

天皇陛下から九月十六日ハンガリー大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月十五日御答信があった。

天皇陛下から八月十四日ガボン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月十九日御答信があった。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月30日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,194円」を「１時間1,256円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月30日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,197円」を「１時間1,258円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月30日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,180円」を「１時間1,231円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月30日

島根労働局長　中村　昭彦

第４号中「１時間1,069円」を「１時間1,105円」に改める。

福岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月30日

福岡労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間1,176円」を「１時間1,238円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月10日から効力を生ずる。

法務省告示配第百六十九号

新潟県南魚沼市役所保存の次の除籍が滅失した。

令和八年十月三十日　法務大臣　山下　貴司

新潟県南魚沼郡石打村大字関百七番地
吉川　正信

法務省告示配第百七十号

愛知県稲沢市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十一月三十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、稲沢市役所又は名古屋法務局一宮支局に照会すること。

令和八年十月三十日　法務大臣　山下　貴司

愛知県中嶋郡長岡村大字四貫九十五番戸
橋村藤太郎

公告

諸事項

工場財団

大阪府大阪市中央区道修町三丁目５番11号**神ケ浦バイオマス発電株式会社**の神ケ浦市中神５番６神ケ浦バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年10月30日

千葉地方法務局木更津支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第３８３号

愛媛県松山市三番町４－８－11　ＡＩＧ松山ビル３階　林法律事務所
申立人　林　　寛大
本籍愛媛県松山市松末一丁目178番地１
最後の住所愛媛県松山市東方町甲1026番地１
医療法人財団杏林会東明病院
死亡の場所愛媛県松山市
死亡年月日令和８年３月４日
出生の場所愛媛県松山市
出生年月日昭和43年６月18日
職業無職　　被相続人　亡　井口　国夫
事務所愛媛県松山市三番町４－８－11　ＡＩＧ松山ビル３階　林法律事務所
相続財産清算人　弁護士　林　　寛大
催告期間満了日　令和９年５月13日
松山家庭裁判所

令和８年（家）第6076号

長崎県佐世保市有福町4175番地28
申立人　久重路秀之介
本籍長崎県壱岐市郷ノ浦町東触92番地
最後の住所長崎県佐世保市吉井町直谷372番地２
死亡の場所長崎県東彼杵郡東彼杵町
死亡年月日令和８年４月13日
出生の場所長崎県壱岐郡武生水町
出生年月日昭和23年10月19日
職業無職　被相続人　亡　深見　　保
長崎県佐世保市木場田町３番３４号　土井総合ビル３階　横田雄介法律事務所
相続財産清算人　弁護士　横田　雄介
催告期間満了日　令和９年５月１８日
長崎家庭裁判所佐世保支部

令和８年（家）第４０８０２号

横浜市中区西之谷町８０番地
申立人　阿賀　文子
本籍　山口県宇部市新天町２丁目１番地１
最後の住所　横浜市中区本牧間門３５番８号
死亡の場所　神奈川県横浜市中区
死亡年月日　令和８年３月７日
出生の場所　山口県宇部市
出生年月日　昭和１９年２月２１日
職業　自営業　被相続人　亡　藤丸　勝
事務所　横浜市中区日本大通１８ＫＲＣビル４０３Ｂ
相続財産清算人　弁護士　関戸　淳平
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第４０８３９号

横浜市磯子区丸山１－３３－８
申立人　磯子丸山台ハイツ団地管理組合
本籍　神奈川県横浜市中区山下町１６８番地
最後の住所　横浜市磯子区丸山１丁目３３番６－３０４号
死亡の場所　神奈川県横浜市磯子区
死亡年月日　推定令和７年５月
出生の場所　神奈川県横浜市中区
出生年月日　昭和２２年３月２７日
職業　不明　被相続人　亡　野村　健
事務所　横浜市中区弁天通４－５２ナインティー横浜６階
相続財産清算人　弁護士　西田　智行
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第７１９３０号

埼玉県三郷市高州２－４３８－７
申立人　青山　照二
本籍東京都葛飾区小菅１丁目７９５番地
最後の住所東京都葛飾区堀切７丁目４番１４号サンハイツ２０３号
死亡の場所東京都葛飾区
死亡年月日令和７年７月８日
出生の場所東京都葛飾区
出生年月日昭和４７年４月１７日
職業　会社社長　被相続人　亡　青山　毅
事務所　東京都中央区銀座６丁目４番１号東海堂銀座ビル７階　銀座数寄屋通り法律事務所
相続財産清算人　弁護士　深井　麻里
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７１０４号

福岡県福岡市早良区原４丁目３番３－202号ロマネスク原第２
申立人　田村　登代子
本籍福岡県豊前市大字赤熊318番地５
最後の住所福岡県福岡市早良区原４丁目３番３－202号ロマネスク原第２
死亡の場所福岡県福岡市城南区
死亡年月日令和３年10月15日
出生の場所福岡県遠賀郡中間町
出生年月日昭和26年５月16日
職業無職　　被相続人　亡　田村　隆司
事務所　福岡県福岡市中央区白金１丁目17番８号ＦＳ21ビル１階
相続財産清算人　弁護士　佐藤　向三
催告期間満了日　令和９年５月14日
福岡家庭裁判所

令和８年（家）第７２０８７号

福岡県福岡市早良区西新１丁目１０番２７号ＴＥＲＡＳＵ西新５階西新共同法律事務所
申立人　八尋　光秀
本籍福岡県福岡市博多区美野島２丁目９７５番地１
最後の住所東京都文京区千駄木２丁目１番９－６０４号
死亡の場所東京都千代田区
死亡年月日令和６年１２月３０日
出生の場所福岡県福岡市
出生年月日昭和２８年１２月９日
職業　不明　被相続人　亡　古屋　佳子
事務所　福岡県福岡市早良区西新１丁目１０番２７号　ＴＥＲＡＳＵ西新５階　西新共同法律事務所　相続財産清算人　弁護士　八尋　光秀
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第８１２２４号

大阪市西淀川区花川１丁目３番２３号　田中方
申立人　中村　雅志
本籍大阪府大阪市西淀川区花川一丁目２３番地
最後の住所大阪府大阪市西淀川区花川１丁目３番２３号
死亡の場所兵庫県西宮市
死亡年月日令和８年２月８日
出生の場所大阪府大阪市西淀川区
出生年月日昭和４８年３月９日
職業　美容師　　被相続人　亡　田中　圭介
住所　大阪市中央区北浜２－３－９入商八木ビル８階
相続財産清算人　弁護士　阪上　武仁
催告期間満了日　令和９年６月２日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第３００５４号

広島県三原市港町１丁目８番１号
申立人　しまなみ信用金庫
本籍広島県三原市和田３丁目7226番地
最後の住所広島県三原市和田２丁目11番１号
死亡の場所広島県三原市
死亡年月日令和７年３月２日
出生の場所広島県三原市
出生年月日昭和15年４月18日
職業不明　　被相続人　亡　播摩　博人
事務所広島県尾道市因島田熊町1113番地１エクセル中山３０１号松島功治法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松島　功治
催告期間満了日　令和９年５月１７日
広島家庭裁判所尾道支部

令和８年（家）第８１２７８号

大阪府東大阪市寿町２－４－２
申立人　野本　利夫
国籍韓国
最後の住所大阪府東大阪市太平寺２丁目１０番９号
死亡の場所不明
死亡年月日西暦２０２４年３月１０日
出生の場所大阪市生野区大瀬町１丁目番地不詳
出生年月日西暦１９４８年１０月８日
職業　不明　　被相続人　亡　朴　大根
住所　大阪市北区西天満４－１－１５西天満内藤ビル７０１
相続財産清算人　弁護士　李　義
催告期間満了日　令和９年６月２日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第４０７９４号

神奈川県藤沢市大庭５５５８番地の１４ディアコート大庭３０７
申立人　長谷川　律子
本籍　福島県白河市七番町２９番地
最後の住所　神奈川県藤沢市大庭５５５８番地の１４ディアコート大庭３０７
死亡の場所　神奈川県藤沢市
死亡年月日　令和７年１２月３０日
出生の場所　栃木県那須郡黒磯町
出生年月日　昭和３４年６月８日
職業　無職　被相続人　亡　長谷川　誠
事務所　横浜市中区本町４－３６朝日生命横浜本町ビル５階
相続財産清算人　弁護士　佐野　高王
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第４５１号
愛媛県松山市北条290番地
申立人　菅野　慎二
本籍愛媛県上浮穴郡久万高原町東川1250番地
最後の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町上野尻甲359番地１
死亡の場所愛媛県松山市
死亡年月日令和７年10月４日
出生の場所愛媛県上浮穴郡久万町
出生年月日昭和39年５月10日
職業無職　　被相続人　亡　片岡　光雄
事務所愛媛県松山市歩行町１丁目８番地３歩行町ビル４階　かちまち法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山岸　義和
催告期間満了日　令和９年５月19日
松山家庭裁判所

令和８年（家）第４０７９６号
横浜市青葉区たちばな台２丁目２番地１
申立人　医療法人社団一成会
本籍　東京都新宿区百人町１丁目６４番地
最後の住所　横浜市青葉区藤が丘１丁目５０番地９
死亡の場所　神奈川県横浜市青葉区
死亡年月日　令和７年１月９日
出生の場所　宮城県仙台市
出生年月日　昭和２１年６月７日
職業　不明　被相続人　亡　加藤　勝正
事務所　横浜市中区住吉町１－２スカーフ会館５階
相続財産清算人　弁護士　桑原　康孝
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第４０８５８号
東京都千代田区麹町５丁目２番地１
申立人　株式会社オリエントコーポレーション
本籍　神奈川県横浜市泉区岡津町２０６７番地２
最後の住所　横浜市泉区岡津町２０６７番地２みやこガーデンメープル館４０６号
死亡の場所　神奈川県横浜市旭区
死亡年月日　令和７年１１月７日
出生の場所　神奈川県横浜市港北区
出生年月日　昭和４４年３月１３日
職業　不明　被相続人　亡　鈴木純一郎
事務所　横浜市中区日本大通１８ＫＲＣビル４０３Ｂ
相続財産清算人　弁護士　関戸　淳平
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第８０８９３号
大阪市生野区勝山南３－１－１９
申立人　大阪市生野区保健福祉センター所長
本籍大阪府大阪市生野区桃谷四丁目１番地
最後の住所大阪市生野区巽中２丁目１４番１号みのり苑
死亡の場所大阪府大阪市生野区
死亡年月日令和７年４月２０日
出生の場所京都府京都市上京区
出生年月日昭和１３年１月２日
職業　不明　　被相続人　亡　林　照子
住所　大阪市北区堂島１丁目１番２５号　新山本ビル４階
相続財産清算人　弁護士　秋吉　忍
催告期間満了日　令和９年６月２日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第７１７３９号
東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　東京地方検察庁検察官
本籍長崎県大村市松山町２３６番地１
最後の住所東京都目黒区目黒本町六丁目８番５号
死亡の場所東京都目黒区
死亡年月日令和６年２月２９日
出生の場所東京都目黒区
出生年月日昭和２８年４月２４日
職業　不詳　被相続人　亡　北村　裕司
事務所　東京都港区新橋１丁目１６番４号りそな新橋ビル８階　リーガルキュレート総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　林　毅
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第８１１６３号
大阪府守口市橋波東之町１－７－１０
申立人　村上　征
本籍大阪府守口市八雲中町二丁目７７番地
最後の住所大阪府守口市大宮通３丁目５番６号
死亡の場所大阪府守口市
死亡年月日令和５年１１月２０日頃
出生の場所大阪府守口市
出生年月日昭和３４年８月１３日
職業　不明　　被相続人　亡　松本　茂雄
住所　大阪市北区西天満４丁目１番１５号　西天満内藤ビル７０１
相続財産清算人　弁護士　李　義
催告期間満了日　令和９年６月２日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第７５６１号
愛知県東海市名和町欠下68番地
申立人　山盛　幸彦
本籍名古屋市中村区下米野町３丁目24番地
最後の住所名古屋市天白区中平３丁目201番地
死亡の場所名古屋市瑞穂区
死亡年月日令和８年６月11日
出生の場所名古屋市中村区
出生年月日昭和40年11月10日
職業無職　　被相続人　亡　横田　　茂
事務所名古屋市中区丸の内３－19－１　ライオンビル６階　愛知さくら法律事務所
相続財産清算人　弁護士　米山　健太
催告期間満了日　令和９年５月28日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第７４３６号
愛知県瀬戸市宮里町８
申立人　加藤　　敬
本籍愛知県瀬戸市原山台１丁目47番地
最後の住所愛知県瀬戸市原山台１丁目47番地
死亡の場所愛知県瀬戸市
死亡年月日令和８年２月８日
出生の場所名古屋市東区
出生年月日昭和14年５月17日
職業無職　　被相続人　亡　玉木　美子
事務所名古屋市東区泉２丁目27番14号　関電不動産高岳ビル３階　ブナの森法律事務所
相続財産清算人　弁護士　須田悠花子
催告期間満了日　令和９年５月28日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第１４６２号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字下馬27番地
申立人　太田　廣之
同手続代理人弁護士　中川　泰臣
本籍京都府相楽郡精華町大字下狛小字下馬27番地
最後の住所京都府相楽郡精華町大字下狛小字下馬46番地
死亡の場所京都府相楽郡精華町
死亡年月日令和８年４月16日
出生の場所京都府相楽郡川西村
出生年月日昭和20年10月15日
職業不明
被相続人　亡　太田　健一
事務所京都府京田辺市田辺杏脱41ＩＲＯＲＩＥ１階　弁護士法人みそら総合
相続財産清算人　弁護士　下田　香織
催告期間満了日　令和９年５月10日
京都家庭裁判所

令和８年（家）第１５４６号
島根県出雲市上塩冶町1781番地６
申立人　伊藤　　健
本籍京都市中京区壬生御所ノ内町24番地
最後の住所京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地住宅公団小栗栖北団地30－504
死亡の場所京都市伏見区
死亡年月日令和４年１月21日頃から31日頃までの間
出生の場所島根県邑智郡三谷村
出生年月日昭和28年11月13日
職業無職
被相続人　亡　伊藤　哲夫
事務所京都市中京区御池通間之町東入高宮町206御池ビル３階　Ｋ・Ｇフォート法律事務所
相続財産清算人　弁護士　兒玉　貴裕
催告期間満了日　令和９年５月10日
京都家庭裁判所

令和８年（家）第１５５７号
京都市中京区西ノ京御輿岡町16番地８
申立人　一般社団法人げんてん社会福祉士共同事務所
代表者代表理事　大釜　　訓
本籍京都市東山区宮川筋６丁目376番地
最後の住所京都市東山区宮川筋６丁目374番地
死亡の場所京都市右京区
死亡年月日令和８年６月３日
出生の場所京都市東山区
出生年月日昭和14年９月３日
職業無職
被相続人　亡　吉田乕久子
事務所京都市中京区三条通油小路東入塩屋町49ＪＳＰビル２階　高山博司法律事務所
相続財産清算人　弁護士　高山　博司
催告期間満了日　令和９年５月10日
京都家庭裁判所

令和８年（家）第１６５２号
京都市山科区大宅関生町８番地
申立人　岡崎　了雄
本籍京都府向日市寺戸町南垣内60番地
最後の住所京都市伏見区石田大受町31番地の265
死亡の場所京都市山科区
死亡年月日平成18年12月29日
出生の場所京都市下京区
出生年月日大正６年１月４日
職業無職
被相続人　亡　岡崎　數枝
事務所京都市山科区竹鼻竹ノ街道町10山科セントラルビル４階　山科総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　田篭　　明
催告期間満了日　令和９年５月10日
京都家庭裁判所

令和８年（家）第３０１１８号
千葉県流山市平和台１丁目１番地の１
申立人　流山市
本籍千葉県流山市名都借９５３番地
最後の住所千葉県流山市名都借９５３番地
死亡の場所千葉県流山市
死亡年月日令和３年１０月２３日
出生の場所千葉県東葛飾郡流山町
出生年月日昭和１１年９月１４日
職業　不明　　被相続人　亡　海老原　久雄
事務所千葉県松戸市松戸１１７６番地４　ディー・オー・ディー松戸駅前ビル４階　松戸総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　福原　亮
催告期間満了日　令和９年５月３０日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第１５・１６号
三重県尾鷲市九鬼町187番地
申立人　九木浦生産森林組合
三重県四日市市西新地７番８号
申立人　株式会社三十三銀行
本籍三重県北牟婁郡紀北町相賀122番地110
最後の住所三重県尾鷲市九鬼町969番地16
死亡の場所三重県津市
死亡年月日令和７年10月27日
出生の場所三重県尾鷲市
出生年月日昭和35年12月17日
職業自営業者　　被相続人　亡　小倉　博之
三重県津市中央１番１号　三重会館４階　なぎさ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　村瀬　勝彦
催告期間満了日　令和９年５月31日
津家庭裁判所尾鷲出張所

令和８年（家）第３０３６４号
千葉市花見川区花見川７番２５号
申立人　花見川住宅管理組合
本籍千葉県千葉市花見川区花見川７番
最後の住所千葉市花見川区花見川７番１８棟１０３号
死亡の場所千葉県千葉市花見川区
死亡年月日令和８年１月１日頃から１０日頃までの間
出生の場所東京府東京市杉並区
出生年月日昭和１８年４月２６日
職業　無職　被相続人　亡　榎本　康春
事務所　千葉市中央区中央４－８－８　日進ビル５０２やまとばし法律事務所
相続財産清算人　弁護士　内藤　太郎
催告期間満了日　令和９年５月２１日
千葉家庭裁判所

令和８年（家）第７１８０８号
東京都文京区小石川２丁目１番１３－８０９号
申立人　久保　宏之
本籍長野県中野市三好町二丁目１７５番地３
最後の住所東京都文京区関口１丁目１０番１７－１３０１号
死亡の場所茨城県水戸市
死亡年月日令和７年１２月１５日
出生の場所長野県中野市
出生年月日昭和３１年５月１５日
職業　無職　被相続人　亡　寺澤　信雄
事務所　東京都千代田区麹町３丁目３番地ＫＤＸ麹町ビル４階　東京富士法律事務所
相続財産清算人　弁護士　足立　学
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３３８号
香川県観音寺市吉岡町764番地７
申立人　西山　堅造
本籍兵庫県神戸市東灘区岡本七丁目７番
最後の住所香川県三豊市仁尾町仁尾甲252番地
死亡の場所香川県観音寺市
死亡年月日令和７年９月20日
出生の場所香川県三豊郡大野原町
出生年月日昭和36年11月16日
職業無職　　被相続人　　亡　西山　英男
香川県三豊市豊中町本山甲690番地
相続財産清算人　司法書士　原田祥一郎
催告期間満了日　令和９年５月28日
高松家庭裁判所　　観音寺支部

令和８年（家）第８１２８７号
大阪府東大阪市今米一丁目２番５号　中辻ビル１階
申立人　日高　整
本籍奈良県生駒市高山町２６５５番地
最後の住所大阪府枚方市津田東町二丁目１番１号
死亡の場所大阪府枚方市
死亡年月日令和８年８月３日
出生の場所大阪府北河内郡四條畷町
出生年月日昭和４２年３月１日
職業　無職　　被相続人　亡　尾山　博之
住所　大阪市中央区北浜２丁目６番１１号近鉄淀屋橋ビル２階
相続財産清算人　弁護士　田淵　慎哉
催告期間満了日　令和９年６月３日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第１０２号
三重県名張市木屋町1369番地２
申立人　芝本　真一
本籍三重県名張市丸之内57番地
最後の住所三重県名張市木屋町1369番地
死亡の場所三重県名張市
死亡年月日令和７年11月18日
出生の場所三重県名張市
出生年月日昭和７年10月29日
職業会社代表者
被相続人　亡　藤山　恒彦
三重県名張市栄町2875番　名張法律事務所
相続財産清算人　弁護士　大塚　耕二
催告期間満了日　令和９年５月17日
津家庭裁判所伊賀支部

令和８年（家）第８１１６２号
大阪市中央区内本町一丁目１番６号　内本町Ｂ＆Ｍビル５Ｆ
申立人　司法書士法人ＳＫリーガル
本籍大阪府池田市石橋二丁目７番
最後の住所大阪府池田市東山町５５５番地の１
特別養護老人ホームポプラ
死亡の場所大阪府池田市
死亡年月日令和８年６月２日
出生の場所兵庫県川辺郡小浜村
出生年月日昭和２０年３月１４日
職業　無職　　被相続人　亡　川村　捷子
住所　堺市堺区熊野町西３丁２番１３号　堺駅前ビル４０２号
相続財産清算人　弁護士　三井　良平
催告期間満了日　令和９年６月３日
大阪家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（へ）第２号
秋田市御所野地蔵田２丁目13番10号
申立人　岸野　実
権利の届出の終期　令和９年１月８日
令和８年10月８日　　大館簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴土地　北秋田市五味堀字山崎25番１
田　1301平方メートル
⑵登記年月日番号　秋田地方法務局大館支局明治33年４月28日受付第240号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治33年４月25日設定
小作料　米１ケ年７斗８升６合
支払期　毎年12月25日
存続期間　明治33年４月25日より明治83年４月24日まで50年間
永小作権者　北秋田郡森吉町五味堀２番地　若松菊松
共同目的物件　北秋田郡森吉町五味堀字山崎２５番、２６番の土地

2⑴土地　北秋田市五味堀字柏木岱家ノ下125番田　1043平方メートル
⑵登記年月日番号　秋田地方法務局大館支局明治33年４月28日受付第240号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治33年４月25日設定
小作料　米１ヶ年７斗８升６合
支払期　毎年12月25日限り
存続期間　明治33年４月25日より明治83年４月24日迄50ヶ年間
特約　該土地に係る諸租税金公費は小作人負担し若し小作料及税金滞納の時は永小作権消滅
永小作権者　北秋田郡前田村五味堀２番地　若松菊松
共同目的物件　北秋田郡森吉町五味堀字山崎２５番１、２６番の土地
3⑴土地　北秋田市五味堀字柏木岱家ノ下127番田　964平方メートル
⑵登記年月日番号　秋田地方法務局大館支局明治33年４月28日受付第240号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治33年４月25日設定
小作料　米１ヶ年７斗８升６合
支払期　毎年12月25日限り
存続期間　明治33年４月25日より明治83年４月24日迄50ヶ年間
特約　該土地に係る諸租税金公費は小作人負担し若し小作料及税金滞納の時は永小作権消滅
永小作権者　北秋田郡前田村五味堀２番地　若松菊松
共同目的物件　北秋田郡森吉町五味堀字山崎２５番１、２５番の土地

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和７年（家）第１０１８号
埼玉県久喜市鷲宮９５－７
申立人　濱野　智
本籍埼玉県さいたま市大宮区仲町一丁目１１番地
最後の住所インドネシヤジャカルタ市イズガンダルシヤ通３－４１９
不在者　濱野　鄰子
大正８年１１月３日生
届出期間満了日　令和９年２月２８日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第４５０号
岡山県倉敷市玉島道口２７０９番地１
申立人　澤根　幸子
本籍岡山県倉敷市玉島道口２３９５番地
最後の住所岡山県倉敷市玉島道口２７０９番地１
不在者　澤根　弘正
昭和１７年１２月２８日生
届出期間満了日　令和９年２月８日
岡山家庭裁判所玉島出張所

令和８年（家）第４８７号
千葉県市原市南国分寺台５丁目３番地２１
申立人　桑野　直久
本籍千葉県市原市南国分寺台５丁目１１番地３
最後の住所千葉県市原市南国分寺台５丁目１１番地３
不在者　桑野　政明
昭和２２年３月２２日生
届出期間満了日　令和９年２月８日
千葉家庭裁判所

令和８年（家）第１８１号
滋賀県近江八幡市小船木町745番地109
申立人　吉岡　拓也
本籍滋賀県近江八幡市小船木町745番地109
最後の住所滋賀県近江八幡市小船木町745番地109
不在者　吉岡有紀子
昭和57年３月12日生
届出期間満了日　令和９年２月８日
大津家庭裁判所彦根支部

令和８年（家）第３１６５号
大阪府東大阪市日下町一丁目１番２９号
申立人　平野　誠治
本籍大阪府東大阪市日下町一丁目１番
最後の住所大阪府東大阪市日下町一丁目１番２９号
不在者　平野　邦子
昭和18年10月15日生
届出期間満了日　令和9年2月8日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第３６３号
香川県丸亀市飯山町真時７７の３
申立人　小林　渉
本籍香川県丸亀市飯山町真時１１７番地
最後の住所神戸市灘区水道筋６丁目２番１６号　メゾン８８　５０２号室
不在者　小林　大祐
昭和57年８月９日生
届出期間満了日　令和９年２月８日
神戸家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第９３５号
本籍奈良県御所市大字元町10番地69
最後の住所東京都東村山市秋津町5丁目21番地54コーポ秋津206
不在者　花岡　正夫
昭和28年7月1日生
令和8年10月1日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部
裁判所書記官

令和８年（家）第３２５９号
国籍中国
最後の住所中国以下不詳（日本国内での最後の住所　埼玉県比企郡小川町大字上横田365－4)
不在者　任　偉萍（ＲＥＮ　ＷＥＩＰＩＮＧ）
西暦1962年1月27日生
令和8年10月2日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１０００２号
本籍秋田県由利本荘市矢島町立石字軽井沢22番地
最後の住所秋田県由利本荘市矢島町元町字大川原64番地３
不在者　佐藤　作美
昭和18年12月15日生
令和８年10月１日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所本荘支部
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（へ）第１号
千葉県松戸市六実５丁目８番地の８
申立人　冨樫　喜代美
権利を争う旨の申述の終期　令和８年８月３１日
令和８年９月１４日
松戸簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地１　松戸市六実五丁目８番８
宅地　162.82平方メートル
⑵土地２　松戸市六実五丁目８番２３
宅地　36.02平方メートル
⑶登記年月日番号　千葉地方法務局松戸支局昭和３９年４月２１日受付第6412号
⑷登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定登記
原因　昭和３９年３月１７日債務弁済契約同日設定
債権額　金４８万円
債務者　東京都大田区入新井二丁目８７番地　富樫　喜義
抵当権者　東京都北区稲付町三丁目１０７番地　西谷　ヒデ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１７４３号
千葉県市原市根田１丁目１番地４
債務者　鈴木管工有限会社
代表者代表取締役　宮代　忠明
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　修司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７３０２号
東京都足立区千住１丁目４－１　東京芸術センター10階
債務者　株式会社ＴＳＵＹＯＭＩＨＯ
代表者代表取締役　宮田　剛志
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　真志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３１７号
東京都足立区扇１丁目１番20号
債務者　株式会社トーシヨク
代表者代表取締役　塚田　肇
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　靖博
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３５６号
東京都目黒区上目黒３丁目８番３号
債務者　有限会社ハレノヒ
代表者代表取締役　高野　昌宏
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　裕之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４４３号
東京都国分寺市南町３丁目18番11号
債務者　株式会社Ｒ
代表者代表取締役　大内田　禎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　献
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４４５号
東京都千代田区神田錦町３丁目６番地
債務者　株式会社ＪＳＣ
代表者代表取締役　源嶋　清綱
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田登志雄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４６８号
東京都江戸川区興宮町26番10号
債務者　ＫＡＣルミナーレライフサポート合同会社
代表者代表社員　金田　哲相
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　善仁
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４６９号
東京都品川区大井３丁目２番７号　リトローヴォ１階
債務者　合同会社ＳＣＳ
代表者代表社員　上田　晃生
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　拓志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４７１号
東京都港区麻布台１－11－７　ＡＵＲＡ麻布台４Ｆ
債務者　ＦｕｎＬｉｆｅ株式会社
代表者代表取締役　黄木　桐吾
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　氏家　宏海
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９８号
東京都港区高輪３丁目12番８号
債務者　ｇｆ．Ｃ株式会社
代表者代表取締役　廣瀬　靖彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和泉　宏陽
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９９号
東京都新宿区納戸町13番地
債務者　株式会社エム・イー・デー
代表者代表取締役　小笠原克久
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷真由子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５４１号
東京都港区北青山３丁目３番７－1001号
債務者　有限会社エスパー
代表者代表取締役　亀本　章弘
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　俊輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５４３号
東京都渋谷区渋谷４丁目５番６号　渋谷トキワビル602
債務者　テールＲＣ株式会社
代表者代表取締役　北村　克利
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　和彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５４５号
東京都台東区浅草７丁目６番３号
債務者　株式会社玉川
代表者代表取締役　田口　周一郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　直也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５４６号
東京都渋谷区東２丁目15番５号
債務者　クリエイティブジャパン株式会社
代表者代表取締役　糸賀　茜（三本茜）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山陽一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５４７号
東京都文京区湯島４丁目５番19号
債務者　有限会社小沢商店
代表者代表取締役　大島　崇史
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林田健太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５５８号
東京都品川区南大井６丁目４番６号
債務者　株式会社ＨＡＰＰＹ
代表者代表取締役　根岸　和人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　信之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５９４号
東京都中央区築地２丁目11番７号
債務者　株式会社羽田商事
代表者代表取締役　羽田　昌城
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶谷　篤
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５９９号
埼玉県幸手市北１丁目13番20号
債務者　株式会社博心メディカル
代表者代表清算人　島田　敏雄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　三郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６００号
大阪府大阪市北区堂山町１丁目５番地　三共梅田ビル７階
債務者　株式会社ＯＰＳＩＯＮ
代表者代表取締役　深野　　崇
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　崇
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６０３号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目14番７号
日本橋テイユービル４階402号室
債務者　株式会社マルゴ
代表者代表取締役　佐藤　俊介
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高畠　希之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６０５号
東京都杉並区阿佐谷北５―39―４
債務者　株式会社スリーヴァインズ
代表者代表取締役　李　　哲秀
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　慎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６０７号
東京都文京区湯島２丁目２番６号
債務者　株式会社エム・エー・システム
代表者代表取締役　齋藤　弘明
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　良裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７２７号
千葉市中央区弁天１―15―３リードシー千葉駅前ビル（旧大宗北口ビル）Ｂ１Ｆ
債務者　Ｓｔａｎｄａｒｄ　Ｒｅｎｅｗａｂｌｅ　Ｅｎｅｒｇｙ株式会社
代表者代表取締役　張本　　盛
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　博江
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時20分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１６号
福島県会津若松市河東町東長原字東高野157番地
債務者　株式会社はすぬま
代表者代表取締役　佐藤　敬二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新田　周作
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１９４８号
東京都府中市美好町三丁目26番地の11
債務者　有限会社高安電工
代表者代表取締役　高安二三雄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　芳彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時15分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３９６号
横浜市西区浅間町１丁目４番３号ウィザードビル402
債務者　株式会社ＫＮＥＸ
代表者代表取締役　鄭　　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３９７号
横浜市西区浅間町１丁目４番３号ウィザードビル402
債務者　株式会社ジャビス
代表者代表取締役　鄭　　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８１７号
川崎市川崎区大島上町24番12号
債務者　株式会社ＭＵＫＡＥ
代表者代表取締役　向江　尚美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　尚
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２５９２号
名古屋市西区こも原町122番地
債務者　有限会社漆畑工業
代表者取締役　漆畑由利子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　　淳
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６５６号
名古屋市中区松原３丁目１番12号
債務者　合資会社菊里丸小商店
代表者代表社員　小出一財男
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉坂　　華
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５１４８号
東京都港区赤坂５丁目２―10―2514
債務者　安田　　久
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　正剛
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３７４号
埼玉県ふじみ野市緑ケ丘１丁目３－８
債務者　柿岡　啓介
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星　　晶広
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４４７号
東京都大田区大森西３丁目７番２号、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区中延５丁目６番15号
債務者　木材工芸株式会社
特別代理人　赤野　達朗
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　信彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２２１０号
横浜市青葉区大場町934
債務者　一般社団法人ココペリ
代表者代表理事　黒川　憲男
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　鉄平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９８号
神奈川県小田原市寿町４丁目９番13―３号
債務者　株式会社ピースケイク
代表者代表取締役　山下　三郎
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２１５号
山形市城南町２丁目２番８号
債務者　ふるさと山形株式会社
代表者代表取締役　山口　秀夫
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　孝
4　破産債権の届出期間　令和８年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時30分
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７２１号
埼玉県入間郡毛呂山町大字西大久保34番地８
債務者　合同会社ロータス・ジャパン
代表者代表社員　寺西　良太
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　智子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時30分
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４８号
広島県庄原市西城町大佐803番地１
債務者　合同会社重原農園
代表者代表社員　重原　盛導
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今岡慶太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第１１６号
広島県竹原市田万里町3559番地
債務者　有限会社重井工業
代表者代表取締役　重井　省三
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田小百合
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２１４６号
札幌市中央区南４条東２丁目６番地３
債務者　株式会社フィックス
代表者代表取締役　近藤　和夫
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７０２号
千葉市中央区大森町260番地63ハーモニーハイツ101号
債務者　株式会社ジェトン
代表者代表取締役　渡邊　伸一
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時40分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４５８号
鹿児島市小野二丁目３番21号
債務者　株式会社瀬戸山工業
代表者代表取締役　瀬戸山　学
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大毛　裕貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後３時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第６６９号
栃木県鹿沼市茂呂1976番地１
債務者　稲川建設有限会社
代表者取締役　稲川　博一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日向野　濯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９４号
栃木県宇都宮市上戸祭町94番地５
債務者　株式会社邦匠建設
代表者代表取締役　小林　志郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　隆夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後１時10分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４９７号
大分市勢家町四丁目１番13号
債務者　株式会社うを清
代表者代表取締役　後藤　則義
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８０号
茨城県鹿嶋市平井2262番地２
債務者　株式会社鹿嶋エコプラント
代表者代表取締役　上野　　彬
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧　　智英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時45分
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第５３７号
相模原市中央区相生３丁目９番18号
債務者　有限会社マツウラ商事
代表者取締役　松浦　裕二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時30分
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３５５号
岡山県倉敷市東町１―23
債務者　アモルフ株式会社
代表者代表取締役　佐藤　鏡文
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大林　建太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１６８７号
千葉市中央区中央３―13―７　コスモ千葉中央ビル413、商業登記簿上の本店所在地千葉市花見川区天戸町６―３
債務者　株式会社プルータス
代表者代表取締役　小野村修平
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪田　優司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２０５号
茨城県ひたちなか市東石川3316―60
債務者　株式会社ＨｕＷｉｎｇ
代表者代表取締役　金子慎一郎
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時15分
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３１９号
沖縄県中頭郡読谷村字古堅61番地５コーポピーチ202
債務者　合同会社Ｈｏｎｅｙｍａｘ
代表者代表社員　儀間　　学
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
福島県いわき市平字愛谷町一丁目８番地の９
債務者　株式会社サカイ企画
代表者代表取締役　酒井　和行
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　義宣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時30分
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第５３０号
大分市長浜町三丁目12番２―103号
債務者　有限会社エヌエムエムワイ
代表者取締役　吉田　徳幸
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１０号
名古屋市南区豊二丁目13番33号
債務者　株式会社小建エンジニアリング
代表者代表取締役　浅田博士　こと　内田博士
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福下　大地
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５４号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜179番地１、住民票上の住所岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜208番地８
債務者　近藤　由香
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富谷　耕作
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時５分
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第８０号
岩手県一関市藤沢町増沢字立石125番地
債務者　村上　達也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤津　　聡
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１３１号
山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町275番地
債務者　岸　　優里
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原信吾
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第３０６号
山梨県甲斐市中下条478番地１　リアン・カネノミヤ103、前住所山梨県甲府市国母１丁目22番22号　サーパス国母402
債務者　鈴木　杏子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹津　備文
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３号
熊本県阿蘇市竹原372番地、前住所熊本県阿蘇市今町414番地４
債務者　佐藤　安博（旧姓村上）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　智之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和８年（フ）第５１１号
神奈川県厚木市中依知72番地２　東邦ハイツ510
債務者　末吉　美香
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯淺　文憲
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６１７号
埼玉県春日部市牛島216番地５
債務者　内山　　進
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　泰典
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２９６号
金沢市窪３丁目193番地
債務者　山崎　　了
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　俊文
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１１号
盛岡市東見前１地割45番地１
債務者　藤澤建築こと藤澤伸之
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天間　正継
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３３３号
盛岡市繋字湯ノ舘74番地８　つなぎリゾート紫苑603号
債務者　三塚　訓男
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　佑哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１９７号
富山市下赤江町二丁目11番12－203号　Ｓｉｌｖａ　Ｇ
債務者　寺崎　祐輔
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志田　祐義
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２０号
山形市すげさわの丘７番地５
債務者　東海林　誠
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９０１号
東京都町田市図師町389番地６
債務者　髙嶋　泰帆
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜多　希美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月22日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８６５号
東京都町田市上小山田町163番地１
債務者　小林　　演
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　隆
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午後１時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８６９号
東京都福生市福生968－１フォンターナ・プレッソ204号室、住民票上の住所東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑175番地
債務者　吉岡　寛生
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上石　奈緒
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月23日午後３時
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１１号
長野県上田市別所温泉1863番地６
債務者　三田村　昇
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　忍
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１９７号
千葉県匝瑳市八日市場イ957番地３　メゾンアヴェニール105号
債務者　長嶋　孝夫
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮山　雅光
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１９８号
千葉県匝瑳市八日市場イ957番地３　メゾンアヴェニール105号
債務者　長嶋　　望（旧姓工藤）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮山　雅光
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１９２５号
東京都羽村市富士見平一丁目２番地29ボナール羽村102
債務者　横井　年雄
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　真弘
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９１７号
東京都府中市南町１丁目49番地の１レジデンス汀２Ｄ
債務者　Ｗｕｎｄｅｒｋａｍｍｅｒこと　金田のぞ美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　重仁
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９０５号
東京都小平市花小金井南町２丁目13番８－303号
債務者　上野　智也
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳原　桑子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２４０３号
神奈川県鎌倉市植木820番地　エミネンス湘南Ⅵ　405
債務者　瀧澤　　靖
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　侑希
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午前11時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８５号
静岡県湖西市新居町新居99番地の３　ベルスウィング102
債務者　宮脇　典子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　宗介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第８４９号
横浜市鶴見区矢向６丁目９番７号
債務者　古谷　　貴
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　幸次郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月２日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７５１号
広島県呉市豊町大長5015―２、住民票上の住所広島県東広島市西条町下三永730番地21
債務者　廿日出　秀一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　靖晃
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４９号
広島県庄原市西城町八鳥1417番地
債務者　重原農園こと　重原　盛導
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今岡慶太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第５２５号
大分市中津留１丁目４番２―103号　ポラリス中津留
債務者　川崎　琢哉
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　貴史
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２号
山口県下関市豊浦町大字川棚6846番地５
債務者　藤中　凌太
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　善朗
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２０号
山形県長井市時庭844番地の２
債務者　大場　康治
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１２４号
山形県長井市宮1410番地19
債務者　竹田　昭子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１９１号
山形市桜田東２丁目11番16―404号　コーポ・ロイヤル桜田
債務者　丸山　瑠華
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９４号
千葉県旭市西足洗3343番地９
債務者　泉　　樹生
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２０４号
千葉県山武市白幡2082番地２　サンハイツ白幡207号室
債務者　武田かづさ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２００５号
名古屋市千種区今池５丁目14番４号　ライオンズマンション今池208号
債務者　尾崎涼大郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１６４号
愛知県東海市高横須賀町藪下20番地の３　フリージア203号
債務者　宮村　冬馬
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２１３号
愛知県小牧市郷中２丁目99番地　アムール21102号
債務者　石川　達夫
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２１４号
愛知県小牧市郷中２丁目99番地　アムール21102号
債務者　石川　靜江
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２６号
名古屋市緑区桶狭間神明4207番地　セカンドベル101号
債務者　小田　美香
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３２１号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字郷中289番地の２
債務者　城戸　博之
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５２５号
名古屋市南区神松町１丁目28番地　神松荘１棟東106号
債務者　山口　雄二
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５５７号
名古屋市西区八筋町422番地　第２コーポＳＣ号
債務者　鬼頭　正明
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５８１号
名古屋市名東区高針原２丁目1013番地　ファミール高針原301号
債務者　加藤　一徳
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５８２号
名古屋市名東区高針原２丁目1013番地　ファミール高針原301号
債務者　加藤　　龍
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８８号
愛知県あま市新居屋上権現81番地　エクセルⅢ103号
債務者　黒木　竜太
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０号
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷403番地１　池田コーポＢ202
債務者　池田　憲義
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
北海道旭川市春光４条６丁目４番15号　寿マンション　207
債務者　山口　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月27日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８９号
北海道旭川市春光７条９丁目１番18―401号
債務者　上見　和美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月23日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２３９号
大阪市北区本庄西２丁目17番17号　リンクハウス北梅田　501号室、前住所大阪市城東区今福西５丁目１番16号　アインス蒲生　８Ａ
債務者　山野　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６９６号
大阪市東淀川区豊新５丁目２番22―604号
債務者　谷　　玲奈
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７６０号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目13番18号
債務者　嶋崎　有海
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第２８１号
鹿児島県いちき串木野市緑町44番地の２
破産者　有限会社向井商店
1　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
2　一般調査期日　令和９年１月15日午後１時30分
令和８年10月20日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３８７号
大阪府阪南市石田1003番地の２
破産者　北洋建設こと　北浦　洋一
1　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午後１時20分
令和８年10月19日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２４１号
広島市安佐南区八木２丁目５番４号
破産者　株式会社トラストエキスプレス
1　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午後２時
令和８年10月19日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４２号
北海道千歳市富士２丁目１番２号　アメックスチトセ101号
破産者　芦口　　寛
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和８年12月17日午後３時15分
令和８年10月21日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３４３号
埼玉県川口市青木４丁目19番30―306号　レオパレスブリエスト
破産者　宮崎　和由
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和８年12月14日午前11時50分
令和８年10月21日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１６７号
鹿児島県姶良市蒲生町北2005番地２
破産者　株式会社宮原設計
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午前10時
令和８年10月21日
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第３０４号
横浜市都筑区二の丸８番５号
破産者　福田　博文
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午前11時10分
令和８年10月22日
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘三丁目93番地６
破産者　株式会社マツダ
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和９年３月16日午前10時
令和８年10月22日　金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第４２８号
愛知県半田市長根町３－１　医療法人一草会一ノ草病院、住民票上の住所愛知県半田市瑞穂町４丁目７番地の６　レインボー第３半田604号
破産者　魚川　真人
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和９年１月27日午後２時５分
令和８年10月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８号
三重県伊勢市小俣町相合590番地、住民票上の住所三重県伊勢市上地町1773番地
破産者　森井　弘喜
1　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
2　一般調査期日　令和８年12月16日午前11時
令和８年10月22日
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第６６１号
京都府木津川市南加茂台９丁目６番地３
破産者　小林　達哉
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午前10時45分
令和８年10月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１７１号
大分市大字鴛野826番地の１
破産者　大分県急便株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午前10時30分
令和８年10月22日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９８８号
北海道石狩郡新篠津村第44線北20番地
破産者　松永　厚美
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月19日午前11時45分
令和８年10月21日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９号
東京都府中市押立町５丁目12番地の28、開始決定時の住所北海道白糠郡白糠町東１条北５丁目３番地25　長尾マンションＢ－Ｂ
破産者　齊藤　貴光
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月13日午後２時30分
令和８年10月22日　　釧路地方裁判所民事部

破産債権の特別調査期日

令和８年（フ）第１５７４号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目３番16号
破産者　倉尾　弘一
特別調査期日　令和８年12月10日午後２時40分
令和８年10月22日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１２０９号
千葉県船橋市三山８丁目11番３棟407号
破産者　高橋　拓也
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年10月19日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３５８号
大阪府岸和田市春木旭町38番１―509号
破産者　平岡　隆幸
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年10月19日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３８５号
大阪府岸和田市西大路町200番地の３
破産者　岩下　悦子
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年10月19日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０３号
大阪府岸和田市本町12番９号　メゾン岸和田306号
破産者　小山　　清
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年10月19日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１０２８号
北海道千歳市弥生３丁目７番11号
破産者　水上　明美
異議申述期間　令和８年12月16日まで
令和８年10月21日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１６８号
千葉県八街市榎戸688番地24　株式会社喜江建設内（同社寮）、開始決定時の住所千葉市若葉区坂月町294番地２　フラットノーブル１Ａ
破産者　城　　久夫
異議申述期間　令和８年12月16日まで
令和８年10月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３２１５号
大阪府茨木市末広町４番13号　コーポ桜ヶ丘301号、前住所大阪府茨木市水尾４丁目５番17号　ハイツミドーⅡ　215号
破産者　魚がしこと　樫　　已次
異議申述期間　令和８年12月16日まで
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４８１号
大阪市平野区平野東３丁目１番３号　メゾンド平野東　501号
破産者　玻名城　舞
異議申述期間　令和８年12月16日まで
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５５６号
大阪市西成区太子２丁目１番３号　マンションパブリック　622号
破産者　谷口　英樹
異議申述期間　令和８年12月16日まで
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６７１号
大阪市住吉区大領５丁目６番22号
破産者　泉谷　　亮
異議申述期間　令和８年12月16日まで
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６７２号
大阪市住吉区大領５丁目６番22号
破産者　泉谷　美加
異議申述期間　令和８年12月16日まで
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００３号
札幌市東区北４４条東１丁目１番２４号
清算株式会社　カーライフシステム株式会社
代表清算人　由岐　和広
１　決定年月日　令和８年１０月１６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第１７号
金沢市新神田２丁目１－２８
清算株式会社　北陸スポーツ振興協議会株式会社
代表清算人　中野　秀光
１　決定年月日　令和８年１０月１６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１０１号
鹿児島市下荒田四丁目６番１号２階
清算株式会社　株式会社ＩＨ商店
１　決定年月日　令和８年１０月１５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第３７号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第６地割578番地　ルオントＫ103
再生債務者　伊澤　　亮
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第４０号
盛岡市上太田赤前口28番地50
再生債務者　佐々木崇夫
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第１１８号
仙台市若林区若林６丁目５番15号
再生債務者　吉田　勇樹
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１２号
秋田県大館市猿間字戸沢53番地
再生債務者　畠山　祐樹
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（再イ）第１３号
秋田県大館市猿間字戸沢53番地
再生債務者　畠山　恵美
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（再イ）第５９号
川崎市中原区市ノ坪581番地１　市ノ坪住宅640
再生債務者　井上　康子
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第６５号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　６－1305
再生債務者　長谷川一弘
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第１２６号
京都府京田辺市薪堀切谷４番地56
再生債務者　板倉　宏之
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第３８４号
大阪府高槻市出丸町５番25号　ロイヤルマンションググリーンピア102号
再生債務者　藤田　正則
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４２号
堺市堺区賑町４丁３番１号
再生債務者　山田　広大
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１００号
兵庫県姫路市東雲町２－13－３ブライトアンドファンテラス２階西号室（前住所）姫路市大津区勘兵衛町２－256－３－101
再生債務者　渡部　勇人
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第９７号
広島市安佐北区口田５丁目４番２号
再生債務者　綱嶋　裕輝
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１０７号
広島市西区南観音６丁目６番３－201号
再生債務者　瀬尾　広平
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１７５号
横浜市戸塚区矢部町778番地　フロンティアＮ203号
再生債務者　圓井　俊樹
１　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第２０５号
横浜市南区別所中里台８番２号
再生債務者　東郷　　学
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第３０号
富山県高岡市城東１丁目１番３―701号　ベルベデール城東
再生債務者　廣島　美代子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（再イ）第５４号
静岡県浜松市中央区有玉南町2211番地の２　リバード202号室
再生債務者　村上　祐衣
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第５５号
静岡県浜松市中央区葵西一丁目13番22号
再生債務者　長谷電気こと　長谷　典彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月７日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第５号
京都府亀岡市荒塚町２丁目６番６号
再生債務者　前川工業こと　前川　　淳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月７日まで
京都地方裁判所園部支部再生係

令和８年（再イ）第１５号
島根県雲南市加茂町岩倉454番地３
再生債務者　宮崎　友輔
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１０号
島根県出雲市今市町北本町１丁目８番地１
再生債務者　大田　洋平
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（再イ）第１９号
山口県周南市大字下上758番地の17
再生債務者　南　　博文
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（再イ）第２５号
宮崎県都城市高崎町大牟田2050番地７
再生債務者　原　　圭史
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（再イ）第１５号
福井県越前市八幡一丁目８番地の２
再生債務者　川野ファビアノこと　ＫＡＷＡＮＯ　ＦＡＢＩＡＮＯ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月10日まで
福井地方裁判所

令和８年（再イ）第４５号
千葉県佐倉市臼井台25番地１
再生債務者　黒川　俊輔
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第１２１号
さいたま市岩槻区大字釣上新田897番地９
再生債務者　寺内　英幸
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１２３号
さいたま市岩槻区大字本宿292番地７
再生債務者　関根　　勇
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１７２号
埼玉県志木市中宗岡五丁目23番12号
再生債務者　刈谷　　良
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第６４号
埼玉県入間市大字新久895番地77　30―398
再生債務者　蓮尾真由美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第５０号
岐阜市鏡島東１丁目６番６号（ディアス辰巳野　Ａ　101号室）
再生債務者　白井　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第５１号
岐阜県瑞穂市古橋1684番地５
再生債務者　安田　琢己
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第５５号
岐阜県瑞穂市美江寺960番地１
再生債務者　市川　博明
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第１５０号
名古屋市瑞穂区瑞穂通１丁目31番地　ソフィス桜山602号
再生債務者　竹内　康佳
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１９４号
名古屋市守山区天子田２丁目506番地の１
再生債務者　宮部　和弘
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６９号
兵庫県尼崎市御園２丁目12番11号　プリムローズ　203
再生債務者　利岡　正文
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第２１６号
札幌市中央区南22条西11丁目１番32―801号
再生債務者　佐藤　直実
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２７号
青森県八戸市大字田面木字外久保13番地10
再生債務者　中村　隆宏
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和８年（再イ）第３１号
福島県いわき市常磐湯本町宝海55番地の40
再生債務者　宮野　和人
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第５号
静岡県掛川市杉谷南１丁目２番地の９
再生債務者　長内　博紀
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所掛川支部

令和８年（再イ）第４８号
栃木県日光市七里684番地６
再生債務者　矢崎　知美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月８日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第３６１号
大阪府東大阪市東石切町４丁目１番51号
再生債務者　田川　暢子
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７０号
栃木県宇都宮市簗瀬２丁目11番２号
再生債務者　福島　慎哉
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第７５号
栃木県宇都宮市平出町3760番地７　Ｙ＆Ｍセカンドステージ Ａ102（前住所）埼玉県蕨市中央５丁目15番17号マグノリアハイツ107号
再生債務者　小林　舜史
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第７６号
栃木県宇都宮市海道町92番地12
再生債務者　白相　健一
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第４１３号
東京都荒川区南千住１―50―17
再生債務者　塩田　雅和
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第６号
静岡県周智郡森町飯田3969番地の４
再生債務者　一木　　誠
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所掛川支部

令和８年（再イ）第１０６号
神戸市北区星和台４丁目21番地の６
再生債務者　Ｌｕａｎａこと　城間絵梨奈
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第６７号
鹿児島市吉野３丁目65番13号
再生債務者　須田　雄亮
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
４　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和７年（再イ）第３７号
茨城県古河市上辺見2394番地
再生債務者　宮崎　成史
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月22日　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第１８０号
東京都調布市染地３―１―380―101
再生債務者　ヘアカット専門Ｍａｓｔｅｒｓこと國分　芳則
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月20日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２４７号
東京都多摩市諏訪１―69―404
再生債務者　山口　友也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月20日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２７４号
東京都新宿区大久保２―32―19―401
再生債務者　梁川　佳佑
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月20日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１６号
千葉県富里市中沢427番地11
再生債務者　末永　孝至
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第２２６号
東京都大田区北嶺町４―18―405
再生債務者　瀬下　伸一
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月21日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２２８号
東京都足立区綾瀬１―29―９―307（住民票上の住所）宮城県仙台市宮城野区小田原１―10―１―1105
再生債務者　山崎　規雄
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月21日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２４４号
東京都北区東十条３―13―21―304
再生債務者　福地　光広
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月21日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２６６号
東京都足立区梅田１―23―10
再生債務者　西倉　隆雄
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月21日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第９号
福岡県筑後市大字馬間田755番地
再生債務者　下川　　功
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和８年（再イ）第４１号
栃木県宇都宮市駒生町3326番地26
再生債務者　根岸　正幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第５１号
栃木県宇都宮市戸祭町3067番地１　コーポラス中妻Ⅰ　203号室
再生債務者　福士　貴光
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月10日まで
令和８年10月20日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（再イ）第３７１号
名古屋市守山区桔梗平１丁目804番地
再生債務者　有馬　　進
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１１２号
名古屋市南区戸部町１丁目47番地
再生債務者　荒川　和人
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１４７号
名古屋市中川区戸田４丁目813番地の２
再生債務者　小川　栄一
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月12日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２０３号
名古屋市東区芳野３丁目２番22号　日商岩井赤塚ハイツ901号
再生債務者　ｍｏｎｏｌａｎｄ．こと　大山　学
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第５号
福島県いわき市平字五色町１ネオフラッツ303
再生債務者　橋本由紀美
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第２５号
茨城県つくば市竹園３丁目１番地　1427号
再生債務者　酒井　　亮
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第４号
茨城県取手市戸頭七丁目７番17―104号
再生債務者　吉田　達也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月３日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第２１号
群馬県渋川市半田1010番地１
再生債務者　柴田　琴美
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第８３号
東京都あきる野市平沢西一丁目２番地１
再生債務者　坪内　健一
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第８４号
東京都日野市東豊田４丁目34番地の１ガーデンハウス豊田101
再生債務者　助川　樹里
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第６５号
神奈川県厚木市下依知３丁目20番15号
再生債務者　柴田　昌則
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第７号
三重県伊勢市佐八町1660番地６
再生債務者　中川喜代美
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
津地方裁判所伊勢支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第１９０号
東京都江東区東陽３―26―３―201
再生債務者　野口　一眞
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月20日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２０３号
東京都中野区南台５―15―26―412
再生債務者　善塔　真聖
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月20日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第２号
北海道帯広市西19条南４丁目24番12号
再生債務者　濵田　友広
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和８年（再ロ）第４号
相模原市南区相南３丁目45番４号
再生債務者　中村　康一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月１日から令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再ロ）第４号
福島県会津若松市旭町１番40―701号　サンシティ会津旭町
再生債務者　鈴木　　幸
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第６号
千葉県八千代市上高野1056番地36
再生債務者　吉田　貴彦
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月21日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再ロ）第１０００６号
東京都江戸川区西小岩３―11―９　ロワイヤル東井堀12　302
再生債務者　石井　聖也
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月21日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再ロ）第６号
鹿児島市吉野町8621番地30
再生債務者　濱田　佳宏
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和8年（チ）第103号
奈良県奈良市般若寺町285－15
申立人　株式会社ＣＲＥＡＲＴＨ
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）奈良県天理市豊田296
所有者　新免　秀子
届出期間満了日　令和８年１２月１８日
令和８年１０月１４日
奈良地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　奈良市南袋町
地番　2番4
地目　宅地
地積　37．51㎡
2　所在　奈良市南袋町2番地4
家屋番号　2番4
種類　居宅
構造　鉄骨造陸屋根3階建
床面積　1階及び2階　33．39㎡
3階　1．75㎡
上記1，2とも所有者新免秀子の持分各2分の1

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第９号
静岡県藤枝市五十海四丁目10番25号
申立人　原木　正芳
住所・居所　不明
本籍静岡県藤枝市五十海四丁目645番地
所有者　原木　猪太郎
届出期間満了日　令和8年12月15日
令和8年10月15日
静岡地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　藤枝市五十海四丁目
地番　640番2
地目　畑
地積　33平方メートル

令和８年（チ）第４６号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘12番14号
申立人　横浜エコハウス株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都中央区銀座7丁目2番4号
所有者　三洋開発株式会社
届出期間満了日　令和8年12月16日
令和8年10月16日
横浜地方裁判所第3民事部
（別紙）
物　件　目　録
1　所在　横浜市南区別所二丁目
地番　345番7
地目　宅地
地籍　93.03平方メートル
2　所在　横浜市南区別所二丁目
地番　345番51
地目　宅地
地籍　36.78平方メートル

令和８年（チ）第５号
神奈川県秦野市寿町４番８号
申立人　橋本日出夫
住所・居所　不明
所有者　金子庄左ヱ門
届出期間満了日　令和８年12月16日
令和８年10月16日
横浜地方裁判所小田原支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　秦野市寿町
地番　2184番２
地目　墓地
地積　16平方メートル

令和８年（チ）第14号

岐阜県多治見市市之倉町八丁目108番地
申立人　株式会社さくら
住所・居所　不明
（最後の住所）岐阜県多治見市北丘町八丁目1番地の277
所有者　亡松本弘勝相続財産
届出期間満了日　令和８年12月16日
令和８年10月16日
岐阜地方裁判所多治見支部
（別紙）物　件　目　録
1　所在　多治見市市之倉町二丁目
地番　298番
地目　宅地
地積　684．29平方メートル
2　所在　多治見市市之倉町二丁目
地番　299番
地目　宅地
地積　276．03平方メートル

令和８年（チ）第８号

岡山市中区桜橋二丁目１番１号
申立人　岡山ガス株式会社
代表者代表取締役　岡崎　達也
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）岡山市南輝一丁目１番２５号
所有者　安井　和知
届出期間満了日　令和８年１２月１６日
令和８年１０月１６日
岡山地方裁判所第３民事部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　岡山市南区福島三丁目
地番　４２７番４
地目　宅地
地積　１８２．２１平方メートル
2　所在　岡山市南区福島三丁目
地番　４２７番５
地目　田
地積　２６平方メートル
3　所在　岡山市南区福島三丁目
地番　４２７番６
地目　田
地積　２６平方メートル
4　所在　岡山市南区福島三丁目
地番　４２８番２
地目　田
地積　２３平方メートル
5　所在　岡山市南区福島三丁目
地番　４２８番３
地目　田
地積　２３平方メートル
6　所在　岡山市南区福島三丁目
地番　４２８番５
地目　田
地積　１９平方メートル
7　所在　岡山市南区福島三丁目
地番　４２８番６
地目　田
地積　１９平方メートル
8　所在　岡山市南区福島三丁目
地番　４２８番１０
地目　田
地積　１９平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月六日
掲載頁　七十六頁（号外第二二〇号）
令和八年十月三十日
茨城県水戸市笠原町一一九六番地の一五
（甲）株式会社ノーブルホールディングス
代表取締役　八木　健次
茨城県水戸市笠原町一一九九番地の一ＯＵ
ＴＬＯＯＫＡＳＡＨＡＲＡ一階
（乙）株式会社ステージプランニング
代表取締役　福井　英治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月十七日
掲載頁　八十七頁（号外第二〇八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月十七日
掲載頁　八十七頁（号外第二〇八号）
令和八年十月三十日
栃木県宇都宮市下戸祭一丁目五番一〇八号
（甲）株式会社影澤三左衛門商店
代表取締役　影澤　俊和
栃木県宇都宮市峰一丁目一三番一七号
（乙）株式会社えがおの国
代表取締役　影澤　康子
栃木県宇都宮市御幸ケ原町一三六番地四二
（丙）株式会社まどかの森
代表取締役　影澤　俊和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月二十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月六日
掲載頁　八十五頁（号外第一七七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年九月九日
掲載頁　五十九頁（号外第二〇一号）
令和八年十月三十日
東京都大田区西蒲田八丁目二番一二号
（甲）株式会社くらしの友
代表取締役　伴　久之
東京都町田市木曽東三丁目三五番三三号
（乙）株式会社シモン
代表取締役　伴　久之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による、有価証券報告書提出済み。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十三日
掲載頁　六十二頁（号外第六十二号）
（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十三日
掲載頁　五十三頁（号外第六十二号）
令和八年十月三十日
東京都品川区大崎二丁目一番一号
（甲）住友重機械工業株式会社
代表取締役　渡部　敏朗
東京都品川区西品川一丁目一番一号
（乙）住友重機械搬送システム株式会社
代表取締役　斎藤　信也
東京都品川区西品川一丁目一番一号
（丙）住友重機械建機クレーン株式会社
代表取締役　石田　和久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月三日
掲載頁　二二六頁（号外第一四九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十七日
掲載頁　三十九頁（号外第九十一号）
令和八年十月三十日
東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号
（甲）三井不動産ビルマネジメント株式会社
代表取締役　吉田　直生
東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号
（乙）株式会社ＮＢＦオフィスマネジメント
代表取締役　瀬戸　幸司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://loadstarinvestments.com

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月八日

掲載頁　一〇二頁（号外第一〇三号）

令和八年十月三十日

東京都中央区銀座一丁目九番一三号

（甲）ロードスターインベストメンツ株式会社　代表取締役　久保　直之

東京都中央区銀座一丁目九番一三号

（乙）ＨＤＩ株式会社　代表取締役　成田　洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月三十日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月三十日

掲載頁　二頁

令和八年十月三十日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

（甲）ＢＣ－Ｒ株式会社　代表取締役　髙橋　健太

大阪市鶴見区今津北四丁目八番一八号

（乙）株式会社ミライフサポート　代表取締役　近藤　賢治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月三十日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月三十日

掲載頁　二頁

令和八年十月三十日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

（甲）ＢＣ－Ｒ株式会社　代表取締役　髙橋　健太

（乙）ＢＣ－Ｒ株式会社　代表取締役　髙橋　健太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月三十日

神奈川県茅ヶ崎市赤松町七番五七－四一一号

（甲）Ｅｎｅｒｇｙ　Ｆｉｆｔｈ合同会社　代表社員　ＵｒｊａＮｉｎｔｈＢ．Ｖ．　職務執行者　小林　雅人

神奈川県茅ヶ崎市赤松町七番五七－四一一号

（乙）Ｅｎｅｒｇｙ　Ｆｏｕｒｔｈ合同会社　代表社員　ＵｒｊａＦｏｕｒｔｈＢ．Ｖ．　職務執行者　小林　雅人

神奈川県茅ヶ崎市赤松町七番五七－四一一号

（丙）Ｅｎｅｒｇｙ　Ｔｒｉｔｉｙａ合同会社　清算人　小林　雅人

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月三十日

掲載頁　二頁

令和八年十月三十日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

（甲）ＢＣ－Ｒ株式会社　代表取締役　髙橋　健太

大阪市中央区久太郎町三丁目一番二六号ミライフ本町ビル　（乙）株式会社ミライフ　代表取締役　近藤　賢治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月三十日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月三十日

掲載頁　二頁

令和八年十月三十日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

（甲）ＢＣ－Ｒ株式会社　代表取締役　髙橋　健太

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

（乙）ＢＣ－Ｒ株式会社　代表取締役　髙橋　健太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.82lease.co.jp/public-notice.html

（乙）掲載　信濃毎日新聞

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二十三頁

令和八年十月三十日

長野市大字中御所岡田二一八番地一四

（甲）八十二リース株式会社　代表取締役　髙野　健光

長野県松本市大手二丁目二番一六号

（乙）株式会社ながぎんリース　代表取締役　徳武　勝男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月十八日

掲載頁　六十八頁（号外第二一〇号）

令和八年十月三十日

大阪市住之江区南港中七丁目一番一九号

（甲）山藤運送株式会社　代表取締役　坂中　亮善

大阪市住之江区南港中七丁目一番一九号

（乙）ブルーロジテム株式会社　代表取締役　坂中　亮善

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十二日

掲載頁　九十一頁（号外第二三二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十二日

掲載頁　九十二頁（号外第二三二号）

令和八年十月三十日

福岡県宗像市池田一六二五番地一

（甲）フロンテックＰＲＯ株式会社　代表取締役　武田　宜臣

福岡県宗像市池田一七四〇番地

（乙）フロンテック販売株式会社　代表取締役　武田　宜臣

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙から、イトーヨーカドー大森店、アリオ市原店、イトーヨーカドー大和鶴間店、アリオ八尾店、アリオ亀有店、アリオ橋本店、アリオ深谷店、アリオ柏店、イトーヨーカドー三島店、イトーヨーカドー立場店、イトーヨーカドー八王子店、イトーヨーカドー明石店、アリオ川口店、アリオ札幌店及びアリオ鷲宮店について、令和八年四月一日付、同七月一日付及び同八月一日付で効力発生した各吸収分割により乙から甲に承継済みの不動産管理事業及びテナント事業に関する権利義務並びにアリオ上尾店について令和八年十一月一日付で効力発生する吸収分割により乙から甲に承継する不動産管理事業及びテナント事業に関する権利義務に追加して、当該店舗に係る同事業に関する一部の権利義務を、それぞれ承継し、乙はこれらを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　三頁

令和八年十月三十日

東京都品川区南大井六丁目二七番一八号

（甲）株式会社クリエイトリンク　代表取締役　井上　了徳

東京都千代田区二番町八番地八

（乙）株式会社イトーヨーカ堂　代表取締役　真船　幸夫

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、日本エンタープライズ株式会社（乙、東京都渋谷区渋谷一丁目一七番八号）がクリエーション事業及びソリューション事業に関して有する権利義務の一部を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年八月二十八日に終了しております。

また、効力発生日をもって、甲は日本エンタープライズ株式会社に、乙は日本エンタープライズグループ株式会社にそれぞれ商号を変更する予定です。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十月三十日

東京都渋谷区渋谷一丁目一七番八号

日本エンタープライズ分割準備株式会社

代表取締役社長　杉山　浩一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営むパソコン教室運営事業、各種資格取得教育事業、ＷＥＢサービス事業、ＷＥＢ運営事業、システム開発事業、印刷・製本事業、事務用品販売事業、及びオフィストータルソリューションに関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月三十日

掲載頁　二頁

令和八年十月三十日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

（甲）Ｂｏｏｓｔ　Ｍｉａｍｉ　３株式会社　代表取締役　髙橋　健太

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

（乙）ＢＣ－ＲＲ株式会社　代表取締役　髙橋　健太

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ｏｖｅｒｆｌｏｗ（乙、住所東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号）のリテーナー事業及びＤＲプラットフォーム事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、会社法第七百九十六条第一項の規定により、当社の株主総会の承認決議を経ずに行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://k.secure.freee.co.jp/companies/35917/announces

令和八年十月三十日

東京都新宿区四谷三栄町二番一四号

株式会社Ｏｆｆｅｒｓ

代表取締役　鈴木　裕斗

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により八十二リース株式会社（乙、長野市大字中御所岡田二一八番地一四）の車両リース事業及びその付帯事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.82lease.co.jp/public-notice.html

（乙）https://www.82lease.co.jp/public-notice.html

令和八年十月三十日

長野市大字中御所岡田二一八番地一四

八十二オートリース株式会社

代表取締役　髙野　健光

吸収分割公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙のすべての事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年九月十六日

掲載頁　二頁

令和八年十月三十日

京都府宮津市字島崎二〇三九番地の四

（甲）株式会社アネックス　代表取締役　馬越　優

京都府宮津市字島崎二〇三九番地の四

（乙）株式会社茶六別館　代表取締役　馬越　優

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月十八日

掲載頁　六十八頁（号外第二一〇号）

令和八年十月三十日

大阪市住之江区南港中七丁目一番一九号

（甲）山藤運送株式会社

代表取締役　坂中　亮善

大阪市住之江区南港中七丁目二番五号

（乙）エスエール株式会社

代表取締役　坂中　亮善

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月十八日

掲載頁　六十八頁（号外第二一〇号）

令和八年十月三十日

大阪市住之江区南港中七丁目一番一九号

（甲）山藤運送株式会社

代表取締役　坂中　亮善

大阪市住之江区南港中七丁目一番一九号

（乙）エスエーサービス株式会社

代表取締役　坂中　亮善

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月十八日

掲載頁　六十八頁（号外第二一〇号）

令和八年十月三十日

大阪市住之江区南港中七丁目一番一九号

（甲）山藤運送株式会社

代表取締役　坂中　亮善

大阪市住之江区南港中七丁目一番一九号

（乙）山藤サービス株式会社

代表取締役　坂中　亮善

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社**吉**田（乙、住所広島市安佐南区山本五丁目七一番七号）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年十月二十六日

掲載頁　十三頁

（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十六日

掲載頁　七十一頁（号外第二三四号）

令和八年十月三十日

広島市西区己斐上四丁目一八番九号

株式会社ＳＴＣ

代表取締役　田口　智章

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む全ての事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　毎日新聞北九州版

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　二十一頁

（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二一二頁（号外第一四三号）

令和八年十月三十日

北九州市門司区小森江三丁目一二番一〇号

（甲）株式会社九鉄ビルト　代表取締役　大音　吉広

福岡市博多区吉塚本町一三番一〇九号

（乙）ＪＲ九州住宅株式会社　代表取締役　島野　英明

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社２２（住所埼玉県狭山市狭山四二番一七号）に対して当社の不動産賃貸事業、太陽光発電事業及びヘアカラー事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年十月二十七日

掲載頁　十七頁

令和八年十月三十日

埼玉県狭山市狭山四二番一七号

株式会社一輝Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

代表取締役　相原　一仁

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＤＢ－Ｗａｙ（住所東京都台東区上野七丁目一一番一〇号）に対して当社の資産管理事業及び不動産管理事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年十月二十六日

掲載頁　十三頁

令和八年十月三十日

東京都台東区上野六丁目七番九号

株式会社ドリーム・ボックス

代表取締役　吉住　敦利

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月三十日

東京都世田谷区経堂一丁目一五番二二号

キョウドウゲート一〇二

合同会社ロストロス

代表社員　千田杜真寿

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更して商号を株式会社Ｒチェンジとすることにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月三十日

東京都中央区築地三丁目九番一〇号築地ビル九階

Ｒチェンジ合同会社

代表社員　朱　振彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月三十日

東京都目黒区洗足二丁目八番三四号アンバー洗足二階

合同会社リシェス

代表社員　堤　彩子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月三十日

大阪市淀川区西中島三丁目二一－一三－五〇三

合同会社カーミセンス

代表社員　京田　康平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月三十日

大阪府大阪市北区西天満三丁目五番二号クリエ西天満ビル六〇二号

合同会社エクセレント

代表社員　澤入　大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月三十日

大阪府大阪市北区中崎西一丁目一一－一七

合同会社オーエヌケー

代表社員　西田　昭二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社リベルテとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月三十日

熊本県熊本市東区長嶺東二丁目三六番六号

合同会社リベルテ

代表社員　松隈　昌平

効力発生日変更公告

当社は、令和八年十一月十日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年十一月二十四日に変更いたしましたので公告します。

令和八年十月三十日

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷一丁目八番一八号

株式会社共瑩

代表取締役　星野　二郎

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年十一月二日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年十二月十一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年十月三十日

東京都新宿区西新宿六丁目一七番一〇号西新宿プライムビル七階

（甲）株式会社日本医療ＤＸ

代表取締役　立石　周論

東京都中央区銀座七丁目一三番二一号銀座新六洲ビル二階

（乙）株式会社キャンバス

代表取締役　大城　哲也

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年十一月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年十一月三十日に変更いたしましたので公告します。

令和八年十月三十日

東京都中央区京橋二丁目八番一号八重洲中央ビル七階

（甲）株式会社ココカラ・トラスト

代表取締役　村尾　龍英

東京都中央区京橋二丁目八番一号八重洲中央ビル七階

（乙）株式会社イン・ザ・ゾーン

代表取締役　伊藤　隆太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五億二千万円減少し、また、令和八年十月三十日から令和八年十二月三日までの日を払込期日又は払込期間とする募集株式の発行があった場合には、資本金の額を当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://susten.jp

令和八年十月三十日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号東京虎ノ門グローバルスクエア

株式会社ｓｕｓｔｅｎキャピタル・マネジメント

代表取締役　岡野　大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百九十万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月三十日

東京都港区六本木三丁目一番三〇号六階

ＶＹＢＥＡ　ＥＮＴＥＲＴＡＩＮＭＥＮＴ＆ＡＩ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　猪瀬さやか

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し七千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://manebi.co.jp/corp/

令和八年十月三十日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

株式会社ｍａｎｅｂｉ

代表取締役　田島　智也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。なお、減少する額の全部を資本準備金といたします。

株主総会の決議は、令和八年十月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月三日

掲載頁　二〇九頁（号外第一四九号）

令和八年十月三十日

東京都中央区湊二丁目八番七号

日本光陽株式会社

代表取締役　楊　若木

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億七千九百九十七万三千三百五十円減少し五億円とすることにいたしました。

ただし、令和八年十一月十一日に予定する募集株式の発行により資本金の額が一億円増加することを前提としております。

効力の発生日は令和八年十二月四日であり、株主総会の決議は令和八年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　二〇七頁（号外第一三九号）

令和八年十月三十日

横浜市港北区新羽町一二一五番地

オータックス株式会社

代表取締役　富田　周敬

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額一億八千七百五十万十四円を一億七百五十万十四円減少し、減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることに致しました。

効力発生日は令和八年十二月一日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十月二十三日

掲載頁　一九一頁（号外第二三三号）

令和八年十月三十日

京都市左京区吉田橘町三二番地

Ｃｙｎ－Ｋバイオ株式会社

代表取締役　上野　隆司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百七十四万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年九月十日

掲載頁　一一六頁（号外第二〇二号）

令和八年十月三十日

大阪市平野区平野本町二丁目六番三号

株式会社なには園芸

代表取締役　尾花　健司

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七五七、五七三、七七四円減少し、一四、六五九、二八五、三三九円とすることにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jtower.co.jp/

令和八年十月三十日

東京都港区六本木七丁目一五番九号

株式会社ＪＴＯＷＥＲ

代表取締役　田中　敦史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億四千九百五十一万千三百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.gendagigo.jp/

令和八年十月三十日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

株式会社ＧＥＮＤＡ　ＧｉＧＯ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ

代表取締役　二宮　一浩

準備金の額の減少公告

当社は資本準備金の額を一億九千九百三十四万八千三百二十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月三十日

横浜市港北区篠原町一三三八番地一

株式会社ヤマソウホールディングス

代表取締役　大淵　久敬

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億一千五百二十一万三千四十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月三十日

岐阜県関市池尻八九七番地五

株式会社小林ホールディングス

代表取締役　小林　一彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百七十三億六千九百七十万九千六百三十四円、利益準備金の額を千八百四十六億四千七百二万二千六百九十二円減少し、それぞれ三百億円、百四十四億九千四百八十一万八千四百四十三円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mizuho-tb.co.jp/company/investors/kessan_koukoku.html

令和八年十月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長　笹田　賢一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十二月一日を払込期日とする募集株式の発行により資本金の額が六億五千万円、資本準備金の額が六億五千万円増加することを条件として、資本金の額を五億五千万五千円、資本準備金の額を六億五千万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月三十日

東京都港区北青山三丁目五番一〇号

株式会社Ｕ

代表取締役　尾島　義矢

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月三十日

徳島県阿南市那賀川町上福井南川渕一六八番地八　（甲）株式会社新星

代表取締役　松田　敦

徳島県徳島市川内町米津二六番地二　（乙）株式会社トラストセーフティ

代表取締役　〆垣　英雄

第49期決算公告

令和８年10月30日

徳島県阿南市那賀川町上福井南川渕168番地８

株式会社新星

代表取締役　松田　敦

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,320
	固定資産	5,067
	合計	24,387
負債及び純資産の部	流動負債	25,976
	負債合計	3,654
	株主資本	△5,243
	資本金	10,000
	利益剰余金	△15,243
	その他利益剰余金	△15,243
	（うち当期純損失）	(6,165)
	純資産合計	24,387

第８期決算公告

令和８年10月30日

徳島県徳島市川内町米津26番地２

株式会社トラストセーフティ

代表取締役　〆垣　英雄

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,149
	固定資産	5,547
	合計	22,697
負債及び純資産の部	流動負債	10,773
	株主資本	11,923
	資本金	6,000
	利益剰余金	5,923
	その他利益剰余金	5,923
	（うち当期純損失）	(985)
	純資産合計	22,697

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円、資本準備金の額を四億円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十三日
掲載頁　二一六頁（号外第五十二号）
令和八年十月三十日
東京都千代田区神田錦町一丁目二七番地
アリルジュ株式会社
代表取締役　森下　真行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円、資本準備金の額を三千五百万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://crowdbank.jp/
令和八年十月三十日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号
クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　稲沢　佳樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二、八二二、一三三、二四〇円、資本準備金の額を三、一八四、一三三、二四〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年十月三十日
東京都品川区東五反田二丁目一〇番二号
株式会社ギフティ
代表取締役　篠塚　大樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五千万円、資本準備金の額を金一億一千五百七十七万七百七十七円減少し、資本金の額を金五千万円、資本準備金の額を金〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　一七一頁（号外第一四三号）
令和八年十月三十日
福岡県那珂川市今光一丁目一三〇番地
株式会社ヌルボン
代表取締役　藤江　賢治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月三十日
東京都調布市多摩川四丁目三一番地一
株式会社京王閣
代表取締役　遠藤　寿輝（大友　寿輝）

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月三十日
静岡県浜松市中央区名塚町三七一番地の一
株式会社ミカサ
代表取締役　市川　京史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月三十日
兵庫県西宮市津門宝津町一三番一六号
菅建設株式会社
代表取締役　管　清和

株式交換公告

当社（甲）は株式交換により、株式会社テクノマセマティカル（乙、住所東京都品川区西五反田二丁目一二番一九号）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので、公告いたします。

この株式交換は、会社法第七九六条第二項の規定に基づき、会社法第七九五条第一項に定める株主総会の承認を得ずに行います。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年十月三十日
東京都町田市旭町一丁目二五番一〇号
株式会社アバールデータ
代表取締役社長　岩本　直樹

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市今津曙町一〇九番地、最後の住所兵庫県尼崎市武庫町三丁目一二番一九号　被相続人　亡　石橋　英二

右被相続人は令和八年一月二十六日死亡し、その相続人は令和八年十月十九日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
千葉県四街道市大日一七九二番地一七
相続財産清算人　中野　里絵

限定承認公告

本籍北海道札幌市北区北三十三条西六丁目二番、最後の住所島根県仁多郡奥出雲町八代一二四一番地八七　被相続人　亡　岡本　昌也

右被相続人は令和八年三月十一日頃から二十日頃までの間に死亡し、その相続人は令和八年十月十三日松江家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
横浜市中区本町二丁目二二番地京阪横浜ビル四階　横浜北仲通り法律事務所
相続財産清算人　田渕　清美
代理人弁護士　島崎　友樹

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市大**蓮**北三丁目一八番、最後の住所大阪府東大阪市大**蓮**北三丁目一八番一四号　被相続人　亡　山村　功

右被相続人は令和八年七月十六日死亡し、その相続人は令和八年十月二十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
大阪府東大阪市大**蓮**北三丁目一八番一四号
相続財産清算人　山村　智恵

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資のうち五千三百十万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は効力発生日である令和八年十二月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十月三十日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
ジャパンロジスティクス1特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千三百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/
令和八年十月三十日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
ジャパンロジスティクス1特定目的会社
取締役　髙山　知也

訂正公告

令和八年十月二十三日（号外第二三三号）掲載の解散公告中、住所「千葉県八千代市萱田町九三八番地一」とあるは、「千葉市中央区中央四丁目一二番一号ＫＡ中央ビル四階エバー総合法律事務所」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月三十日
千葉市中央区中央四丁目一二番一号ＫＡ中央ビル四階エバー総合法律事務所
有限会社桝屋本店
清算人　石井　康晶

訂正公告

令和八年十月十三日（号外第二二四号）掲載の相続債権者受遺者への請求書申出の催告中、被相続人の最後の住所「岩手清和病院」とあるは「岩手晴和病院」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年十月三十日
岩手県盛岡市本町通一丁目一五番二七号
相続財産清算人　松岡　佑哉